

平成25年第1回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成25年3月6日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 浅井武光君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 大獄弘君
16番 池田久男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	杉浦護君	健康福祉部長	伊藤光幸君
参事	長谷寿美夫君	環境経済部長	鳥居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	中山豊君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	建設部次長兼 都市建設課長	近藤学君
教育長	内田浩君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	近藤弘君	消防次長兼 庶務課長	山本正義君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

昨日に引き続き、議場内において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真撮影を行います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、議場内の写真撮影を許可することに決定いたしました。

写真撮影は、一般質問の質問者を随時撮りますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開会 午前9時00分

○議長(池田久男君) 本日、説明のため出席を求めた理事者は、前回同様14名であります。議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長(池田久男君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を2番 杉浦あきら君、3番 志賀恒男君の御両名を指名します。

日程第2

○議長(池田久男君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分であります。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭に、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、3月5日に引き続き、通告順に従い質問を許します。

まず、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番(伊藤宗次君) 皆さん、おはようございます。

さきに通告してございます2件について、順次質問をしてみたいです。

まず、町公共施設に太陽光発電パネル設置で財源確保などについて問うものであります。

私は、昨年9月議会で、地域に降り注ぐ熱エネルギーを太陽光発電パネル設置で発電をし、売電をし、財源確保の政策提起とPPS、新電力導入を入札で実施をし、経費削減と財源づくりを提起してまいります。

PPS、新電力導入は16施設に導入をされ、年間219万円余りの経費削減と財源をつくり出す取り組みをされたことを素直に評価し、引き続き、ほかの施設にも入札により経費削減と財源づくりをされることも求めるものであります。

まず、その取り組みについて、どう推進をされ、前進をされていくのか、答弁を求めたいです。

○議長(池田久男君) 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） ただいま議員から御指摘のございましたように、昨年の9月議会におきましてPPSの御意見等もちょうだいをしてしながら、私どもとしても、その取り組みを進めてまいったところでございます。

その後の検討状況ということで御報告をさせていただきたいと思うわけでございますが、まず1点目といたしまして、メガソーラーといったところまではいかないわけですが、中規模のソーラー発電基地を設けてはどうかというような考え方の中で、町内の2カ所の町有地を一つの例といたしまして、業者から参考見積もりを聴取をさせていただきました。自前によるこういった関係につきましても、メリットといたしましては売電の収入があるとか、またそして遊休地の有効活用、また、デメリットの関係ですと、20年間での採算が合うかどうかというような問題もあるわけでございますが、こちらにつきましても、自前またリースとも見積もりの結果、赤字になるというような結果がございまして、また、土地貸しにつきましても面積不足というようなこともございまして断られた経過もございまして。

それから、県の基金事業を活用して、これからそういった太陽光発電というものをどういうふうに取り組んでいくかということも、今、検討を進めさせていただいてるところでございまして、PPSの関係につきましても、今後の予算の許す範囲で導入ができるものについては取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、そういうところまで踏み込んだ答弁をいただくということで質問をしたものではありません。要は、PPSを導入されました。その結果、219万円余りの財源確保の見通しを立てられた。その中でさらなるPPSの導入についてはどう取り組みますかということをお聞きしたんですよね。メガソーラー云々というのは私の次の質問でございまして。そう先走って私に口封じされては困るのでね、ですから、要は私がお聞きしたのは、PPSを導入されて、さらなるPPS導入をどう進めていかれるのか、こういう点で再度の答弁を求めます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） ちょっと先走りまして大変申しわけございません。

PPSにつきましては、今、御指摘のように、二百数十万円効果が出たということでございまして、先ほども申し上げましたが、そういった導入が可能なものであれば、また今後とも進めていきたいという考え方は持っております。ただ、前回の9月のときにも御答弁申し上げたと思うわけでございますけれども、一応の私どもの内部的な参考見積もりとか、そういったことをやらせていただいた中では、他の施設につきましてはメリットが余らないというような御判断もいただいておりますものですから、これについては、今後のまた技術革新とかいろいろなこともあろうかと思いますが、そういったことの状況も見ながら判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これからは予算の範囲でいろいろ検討しながらということですが、やはり情勢というのは、あなたも御承知のように、常に変化し、発展をしてくる。そういう中で、電気料金については、沖縄電力を除いて、沖縄電力もそうですけれども、い

わゆる旧電力は押しなべて電力料金の値上げと、こういうスタンスで取り組んでおりますよね。中電も機会あれば料金値上げといったときに、このPPSを導入することによるメリットというのはさらに私は広がると思うんですよね。そういう一つの情勢の変化、発展というものをとらえていきますと、PPSの導入については、私は一昨年の12月の議会で問題提起をいたしました。そのときにも、「言われることはわからなくてもないけれども、メリットは少ないではないか。経費はいかがなものか」と、こういうことでスタートしました。そのことのよしあしということを行っているわけではない。ただ、そうしたときに、「石橋をたたいてもなお渡らないという選択肢はないですよ」と、こういうことを申し上げました。そうした中で、今、あなたの答弁でいきますと、メリットは少ないではないかということですが、そういう傾向もあるかもしれない。しかし、情勢としては、電気料金の値上げというのが押しなべて電力会社の選択肢の中の重要な位置づけにされている。そうしたときに、この新電力については、その効果というのは一定期待できるですよね。そうしたことも含めて、改めて答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 新電力の関係につきましては、やはり今、原発の問題ですとかといったようなことで、電力会社のほうも、その事業を運営する上での経費的な部分での負担というもの考えた場合に、そういった値上げといったような御意見等も今、出ているところでございますが、中部電力については、なるべくその辺については抑えていきたいというような、今、状況のようでございます。

そうした中で、PPSというものに対するそういった安価でというような形になれば、これは利用可能であるものであれば、私どもとしても取り組みをしていきたいという考え方を持っております。ただ、一定の押さえというのでしょうか、いろいろなそういった問題点を包含している部分も確かにあるわけでございますので、その辺の、例えば分散化を図るとか、電力の確保というものを多方面からいただけるような形ということも考える必要もあるのではないかなということも思います。

そういった意味で、PPSということの必要性ということについては、私もそういった方向で考えていくということは必要であるというふうに理解をいたしておりますので、今後とも可能であれば、そういったものが導入できるのであれば導入していきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） PPSの関係については、私はさらなる踏み込んだ形の中で導入を前向きに取り組んでいきたいことを申し上げて次に参りますが、先ほどの総務部長の答弁にもございましたけれども、要は、私が提起したいのは、町の公共施設、その公共施設を有効に使って太陽光発電のできるパネル設置して売電をする。少なくとも今年度末までは1キロワット時42円と。自民党政府は太陽光発電の買い取り義務単価を30円台の後半にしようではないかと。37円、38円ということが言われておりますが、いずれにしても値段が下がることは事実。そういう中でも、さらに地域に降り注ぐ熱エネルギーをどう転換をしながら財源を生み出していくのかと。こういう知恵と政策については、私は提起をしながらお尋ねをしているわけだ。先ほどの答弁でいきますと、町有地2カ所

について一応やったけれども、これまたメリットはないではないかということですが、具体的にはどんな内容でしょう。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先ほどちらっと申し上げたのは、中規模のソーラー発電基地を設けてはどうかというようなことで、担当のほうもこういった電力関係についての経費の関係についてもメリットがあるということの中で研究をさせていただいてきたわけですが、この中規模ソーラー発電につきましては、2カ所の、これは一つのおくまでも例ということでお考えいただきたいわけですが、例えば、聞入寺とか、それから、一般廃棄物最終処分場の空き地とか、いろいろなところがあるわけですが、そういったような用地を例えば活用した場合にはどうなのかなということで、一つの例として参考見積もりをとったわけですが、そうした場合には、やはり自前と包括的なリース契約というような形で考えていく必要もあるということで、両者の考え方に基づいた見積もりをとらせていただきました。

そうした場合に、自前でいきますと、やはりメリットの場合ですと売電収入があるとか、遊休地の活用も図られるというようなことがございます。また、デメリットの場合ですと、20年間での採算ということはなかなか難しいではないかと。また、故障ですとか、そういった運営上のリスクもある、初期投資がまた大きなものがあるといったようなこともございます。

また、リースの関係でございますと、事業効率ですとか民間ノウハウのそういったものの活用ができるということではメリットがあるかというふうに思います。ただ、デメリットでいきますと、自前よりも経費が多くなるといったようなことがございます。

こうしたことから、自前、リース、それぞれやはり見積もりをとった結果でいきますと、赤字になるという判断をいたしました。そのためにも、やはり採算が合うかどうかということ考えた場合には、もう少し面積的にも確保する必要がある、そういった土地があればということも考えられるわけですが、そういったような内容でございます。

それから、県の基金事業についても若干、環境省が平成25年度の当初予算におきまして、地震ですとか台風、こういった大規模災害に関しまして防災拠点として再生可能エネルギーの導入というようなことを推進していくということで、10分の10の補助率をもちましてこういったものを導入という制度がありまして、環境省から県のほうで基金をつくりまして、その中で運営をするということでございますけれども、ただいま、私どもとしては、消防庁舎を初め13施設につきまして、13施設につきましては、こちらのほうの申請を行っております。太陽光発電の1施設10キロワットのもの、またそして、これには蓄電池がつかますので、これは16キロワットのものでございますけれども、こういったものやっつけていきたいということで、今、申請をいたしているところでございまして、こちらにつきましては、4月下旬に回答をいただけるような話に今なっているところでございますが、ただ、今、議員御指摘の売電という部分でございまして、こちらについては自家消費のみということでございまして、この辺について、若干財政的な部分ということに対してのメリットが少ないかなということはおもっておりますが、

効果としてはあるかというふうに思っております。

その他、屋根貸しとかいろいろなものがありますけれども、そういった部分につきましても、今、さらに研究を進めさせていただいているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） パネル設置の関係は自前とリースということで比較対照したが、いずれもメリットは少ないと。赤字になるのではないかと、こういうことであります。そうした中で、国の震災対応も含めた自家発の関係で、今、補助率10分の10という形であります。確かにそれはおいしいですよ。しかし、このおいしい事業を幸田町だけが手を挙げているのではないんですよ。全国1,800の自治体がみんな手を挙げる。そうした中で、枠が絞られてきたときに、落ちこぼれになることになることもある。それではかわいそうだからといって枠を広げると、10分の10の基準の単価というのはどんどん下がってくるわけだな。そうすると、この問題については、補助率は10分10でも実質的な自治体の負担というのは必ずついて回るわけだ。私は恐らくそうなるだろうと。国のほうも、格好としては10分の10でエネルギーを自家発でやろうではないかと。災害時にはそれを使って被災者への支援も含めた形で対応できるような、こういう機材も取りそろえて10分の10と。しかし、例えば、その基準単価が1億円だとしますよね。みんな手を挙げたら、それは予算はないわけだ。そうしたときに、1億円が7,000万円あるいは5,000万円という形の中で対象数をふやしていく、そういう選択肢がとられてくるということは、既に自治体の中でも手を挙げたはいいけれども、「結果的に10分の10にはならないか。それでは持ち出しが出てくるか」と、こういうことになるわけですよ。私は、それはそれで選択すればいいんですよ。ですから、要は、あれかこれかという選択ではなくて、あれもこれもやると。おいしいものはとってあげればいいですよ。これは政治力です。ですから、政府がやり県が基金を出してと。そういうものも結構おいしいわけですよ。ですから、それはそれで、もらってあげればいいわけですよ。いただきますと。

そういうこととあわせて、では、自前はどのようにするのかということの問題提起であります。こういうことを取り上げると、町長、ちょっと怒られるかもしれませんが、1月4日に職員を前にして仕事始め式がございました。町長は、「チャレンジ精神を持って、愛のある仕事をしてくれよ」と、こういう形で職員を叱咤激励されました。まさにチャレンジ精神で仕事に取り組みよという町長の意向を踏まえていくなれば、まさに、石橋をたたくということはチャレンジではないわけだ。可能性を信じて飛躍しをしていく。これがチャレンジの精神。その結果、いろいろ出てくるものがみんなプラスばかりではないわと。そうしたときに、たたき合いをするのではなくて、チャレンジしたけれども、実が実らなかったけれども、再度チャレンジをしていく。そういう精神が今、求められているというふうに思うわけです。

そうしたことも含めていくなれば、ただそろばん勘定で机上でやってみて、いや、それはリースもあかんわ、自前もあかんわと。政府の10分の10に飛びついていくという、あれかこれからの選択ではなくて、あれもやる、これもやる。可能性を信じてチャレンジしていく、そういう点ではどういふふうにお考えなのか。要は、私は自前でパネル設

置を下さいよと。初期投資は確かに金額はえらいと。しかし、御存じのように、太陽光発電にかかわる設備費用というのは、今、どんどん、どんどん下がってきているということとあわせて、熱効率はどんどん、どんどん上がってきているわけですよ。そういう点から含めていけば、まさに情勢は常に変化し、発展をする。その観点に立てば、10分の10の補助事業もいただいて下さいよと。我が町に降り注ぐ熱エネルギーを転換して売電をして財源をつくっていく。なぜそういう選択肢が出てこないのか。机上で計算をして、「いや、おいしくはないな」と。メリットもあればデメリットもある。デメリットのほうを強調することがいいのかという点で、再度、私は答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 私どもとしては、やはり限りのある財政状況を見まして、確かにいいものについてはどんどん取り入れていくということが求められているということは十分理解をいたしているところでございますが、今申し上げましたように、一定の財政状況の中で、その中で可能なものをどういった形のものでまず取り組めるのかどうか。こちらのほうに負担がなければそれはそれで結構なわけでございますけれども、何としても相手のある話でございますので、そうしたことを考えた場合に、その中で許されるものは何かということをおども事務方といたしましては、その辺を研究させていただくということでございます。その中で、そのメリット、デメリット。デメリットがなるべく少ないものというものを考えた場合に、ある程度のものがあれば、それは取り入れていく必要があるという認識は持っているところでございます。

例えば、きょうの新聞にも出ておりましたが、中部国際空港では太陽光のパネルの関係を壁面につけたり、そういったものもいろいろ出てきております。そういった技術革新ということもあります。そういったものをいろいろとしんしゃくをしながら判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、どういう形の中で、まず、目標は何なのかと。リースでいくのか、自前でいくのかというあちらか、こちらかということではなくて、リースもメリットがない、赤字になる、自前もそうだと。だったら自前でやりなさいよと、こういうことなんですよ。私は、基本的に自前で発電をし、売電をするということの選択肢をしていかないと、分かれ道があったときに、あちらにも行く、こちらも行きたい、そんなまた割きに遭えば歩けない。こういう理屈だと。

そういう中で出てきているのが屋根貸しだ。私に言わせれば、屋根貸しのメリットなどというのはさっぱりない。例えば、碧南市は屋根貸しで4,500平方メートル、20年間貸して1,570万円、刈谷市が6,700平方メートルを20年間貸して2,200万円。平方メートル当たり屋根貸し料が年50円から390円というふうな形で試算をされていると、こういう内容であります。彼らが、彼らがという言い方は御無礼に当たるかもしれませんが、言われるのは、屋根貸しをしてCO₂の削減だと。屋根貸しをするとCO₂の削減ができて、自前でやるとCO₂の削減はならんなどというのは、これはへ理屈なんですよ。屋根貸しであろうと、自前であろうと、CO₂を削減するという一つの目的を持った太陽光パネルの設置という点からいけば、私流に言うならば、屋根貸しとはトンビに油揚

げをさらわれる愚かなものだというふうに私は思っております。

そうした点で、一つは住民共有の財産を自前でどう活用していくのかと。この立場にきちんと立たないと、軸足をそこに置かないとぶれていくということなんですよ。

そういったぶれの関係でお尋ねするわけですが、では、あなた方自身、自前だ、リースだと。屋根貸しも検討されましたか、どうされましたか。もし検討されたとしたら、その内容は具体的にはどういう内容ですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 屋根貸しの関係につきましては、学校とか、いろいろなそういった公共施設の利用者にお貸しをさせていただいて、事業者がそのところにパネル等を設置して管理をしていただくということでございまして、電気の関係の売電に関する収入につきましては、これは、その屋根貸しをさせていただいた相手方のほうに入っていくということでございまして、町といたしましては、賃借料のほうが入ってくるものがございます。こういったことを考えますと、財源的な部分でのそのメリットということはあるかと思えます。ただ、環境面とか、今、議員御指摘の太陽光とか、環境に優しいとか、いろいろなそういった部分でいきますと、こちらのほうについては、そういった面でのものについては、町として実際に直接携わるわけではございませんので、そういったものがメリットがあるかどうかということもあるわけでございます。間接的には、そういった太陽光を設置されますのでメリットはあるということになるわけですが、直接的には町としては財源的な部分での収入しかないというふうに考えているところでございます。

ですから、年間110万円程度の賃借収入なのかなということは思っているところでございますけれども、やはりメンテの関係だとか、いろいろな部分でのそういった部分を考えていきますと、また、そうした施設というものの手を挙げてくれる事業者がどれだけあるかということも一つのポイントになるところかというふうに思っております。その辺の是非というものについての詳細な部分まで突っ込みはまだできていないということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり屋根貸しについては、メリットもないし、私が先ほど申し上げましたとおりに、トンビに油揚げをさらわれて、CO₂削減に我が町も協賛しておりますよという程度の自己満足でしかすぎないというふうに私は思います。したがって、私は自前できちんとやるべきだと。そういう形の中で、どういう形の中でやったら一番いいのかということを中心にきちんと取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

地域に降り注ぐ熱エネルギーを住民に還元をする、そういう取り組みについて、私は昨年、滋賀県の野洲市、湖南市に視察に行っていました。滋賀県の野洲市では、野洲市まちづくり基本条例と、こういうもので「地球環境を尊び、自然との共生」、「地域の資源を生かした地産地消の推進」を掲げて、「地域で協働発電」、この「きょうどう」というのは、協力の「協」と働くという字を書きますが、協働発電に取り組んで、住民が主体となって、これを行政が支援をしていく、そういう仕組みづくりの中で、人

口は幸田町よりも少しばかり多いわけですが、住宅戸数が1万9,000戸。その中で、私が行った段階でいきますと、23年度で太陽光パネルを設置している家庭が約800戸、こういう形の中で、みんなが協力をして自家消費の上、残ったものを売電するのではなくて、10キロワット時以上であれば、これは全部を売電できるわけですよ、10キロワット時は自家消費が前提ですよ。ですから、幾つかのところをまとめて協働発電をして売電をする、そういうシステムをつくって、それを自治体が支援をしていく仕組みづくりが進んでおります。滋賀県は、この野洲市を中心にして四つの市町、あるいはもっとあるかもしれませんが、私の知っているのは四つの市町が、みんな取り組みはさまざまです、取り組みはさまざまですけれども、住民に支援をしながら、熱エネルギーを住民自身が享受をしながら、それを地域に還元していく、そういうシステムをつくっております。そうした点で、自治体として、幸田町として、そういう支援体制づくり、あるいは支援をする、そういう考えについてはどうのお考えなのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 住民に還元するという財源確保ということもあわせながら、対策をどう考えていくかということもあるわけでございますけれども、私どもの、今、基本的な太陽光エネルギーの関係につきましての考え方でございますけれども、まずはやはり、災害対策に基本的にポイントを置いていきたい。地震災害、先ほどの環境省のそういった補助制度ということもこれにつながる部分もあるわけでございますけれども、こういった部分についての対応というものをどういうふうに考えていくかということで、避難所への設置とか、そういった部分では太陽光発電というものは有効な制度だというふうに思っておりますので、そういったものに生かしていきたい。

またそして、第2には、やはり環境施策、こういったものにも通ずるものが必要ではないか。

第3には、今盛んに、議員からも御指摘のとおり、財源確保ということも一つ、念頭に置いていくということも必要であろうかというふうに思っております。

地域とのその辺の関係をどうしていくかということでございますけれども、新エネルギービジョンとか、以前からそういったものは設けているわけですが、なかなかそこら辺の地元でこういった形で還元していくのか、また、どういう形で地域と一緒にあってそういったものを取り組んでいくのかということまでが、まだ実際に表立ったものというものは出てきていないというのが実態というふうなことで理解をいたしております。環境経済部の取り組んでいただいておりますが、地域の住民の方々への補助制度、こういったものが一つのものになろうかと思っておりますけれども、具体的に地域と行政がどういう形でこれから取り組んでいくかということは、さらにまた研究をしていく必要があるかなというふうに理解をいたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 災害対策に軸足を置く、それは私は結構だと。置きなさいよと。それもいただいておりますよということと、もう一つは、屋根貸しであろうと、自前であろうと、太陽光パネル設置をする一番の目的は何なのか。環境対策もあります。しかし、それは売電をして財源をつくるというところに一番の問題があるわけです。そうし

た点から含めていくなれば、太陽光パネルを設置して財源をどうつくっていくのか。それを住民に還元するのか、あるいは企業に屋根を貸して、企業のもうけの手助けをするのかと、こういうことであります。あなたの今の答弁を聞きますと、言ってみれば、アブハチ取らずだ。アブハチ取らずだったら何も生まれてこないという中で、先ほども申し上げましたけれども、チャレンジをしていく。どういう形でチャレンジしていくのか。それは地域に降り注ぐ熱エネルギーを我が町として住民に還元していくシステムをつくって財源をつくるのか、あるいは住民の中に、その熱エネルギーを還元する取り組みを支援しながら、住民と一緒に、この熱エネルギーを活用していくかどうかであります。これ以上申し上げても、たらいの縁を回っていくような内容でありますので、申し上げた内容は、基本的には自前で設置をして、初期投資は大変かかります。しかし、チャレンジをしながら財源をつくっていく、そういうことはどうしても私は選択肢の中で十分な検討と検証をしながら進んでいただくことを申し上げて、次に入ってまいります。

2番目の土地区画整理区域に編入した土地の課税の減免などについてであります。

2011年の12月24日、この日はクリスマスイブの日ですよね。区画整理事業を予定している岩堀、里、六栗の3地区を事業区域に編入をして市街化区域に編入したのはなぜなのか。なぜ12月24日のクリスマスイブのプレゼントなのか、こういうことであります。固定資産税の課税の賦課日は毎年1月1日現在の現況で賦課をします。つまり、駆け込み的に事業区域に編入をして、固定資産税の課税標準額を一気に50倍、70倍に引き上げられる。さらに都市計画税も新たに課税ができる。そのことによる税負担の住民の激増。片や町の財政に大きく寄与する。こういうことを目的にした編入ではないでしょうか、こういう見方ができます。それについては、どういうふうなお考えでなされたのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、市街化区域の都市計画決定の日にちですが、都市計画決定の決定権者は愛知県でございます。今回の3地区の市街化編入手続については、スケジュール的には、まず、計画の素案の策定から県との事前協議、そして、地元説明会、それから、町の都市計画審議会の意へ得ながら、最終的には愛知県の都市計画審議会の意を得て、国の同意を得て決定をするということになります。

それで、決定日でございますが、愛知県の都市計画審議会は年4回の開催ということになってございます。5月、7月、11月、2月ということで定められておまして、今回の案件については、11月開催の審議会に諮られたということでございます。

また、今回の市街化区域の編入は、県でもおおむね10年に1回、市街化区域の見直しをされます。それで、今回、第5回のその見直しの時期ということで、それにあわせて愛知県下統一的に都市計画決定日が決められたということで、たまたまそういう、都市計画審議会が11月に開催され、それと第5回の総見直しによって都市計画決定日が決められているという中でございまして、決して税の賦課の関係での駆け込み的に行ったものではございません。

また、目的でございますが、ここの市街化区域はどこでも編入できるというものではございません。当然、その上位計画がございます。例えば、西三河都市計画区域マスタープラン、これは、岡崎市とか西尾市も含めた大きな区域でございますが、その区域区分の基本方針の中にも位置づけをされており、また、幸田町の総合計画の土地利用の将来的な利用においても、周辺市街地を拡大できるという位置にされており、最終的には都市計画マスタープランの将来都市構想で、駅を中心としたまちづくりの中にこの3地区とも位置づけられているということでございます。基本的には、こういう計画的に一体的な市街地形成をするという目的のものでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう内容で事が進んできた。要は、住民の中では、課税通知が来たということで、50倍、100倍、中には100倍を超える人もいます。そうしたときに、何でだと。こういう不満や怒りがわいてきたんですね。あなた方も御承知のとおり。そうしますと、では、どこにその問題があったのかという点からいけば、地権者に対して、必要にして十分な説明責任を果たしたと言えるのかどうなのか。果たせば、住民の側は、都市計画区域になり編入されれば固定資産税がばか高くなる、都市計画税も新たに課税される、そういうものも「しょうがないな」という選択肢の中に入ってくるけれども、そういうものが十分な説明もない、納得もされていない中で突然通知が来て、「こんな話ではない。こんなばかなことがあるか」と、こういうことですが、要は、先ほど申し上げたように、必要にして十分な地権者への説明はなされましたか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 当然、3地区の市街化区域の編入するには長期間を要しております。そして、その長期間を要している中では、そういう地元理解というのを優先に考え、当然、事業を進める上では仮同意をとって、基本的には85%で事業計画が設立するわけですが、当然説明会を行ってきています。例えば、岩堀地区については平成18年から、そして、六栗地区が平成20年から、里地区が平成20年でございまして、都市計画決定をするまでに岩堀で4年3カ月、六栗では2年11カ月、里では2年10カ月という時間を要しています。この間、法的な手続もございますが、一番費やしたのは、この準備委員会においての説明会でございます。当然、市街化調整区域から市街化区域になることに際しては、税金は上がりますという話はしています。そのかわりは、土地は自分で使う、貸す、売るといようなこともできるというように説明をしながら理解を得てきたということでございます。

現在、ほかの地区でもこういうふうに市街化区域に編入して土地区画整理事業が推進している地区もございます。このような問題、例えば、税金が高くなるというお話は、やはり賦課をされると住民の方から声が出るというのが実態でございます。これについては、日程が町サイドで決められるものではございません。そういう中では、こういう方たちに対していかにこたえるかということでございますが、まさに市街化区域の編入後に土地区画整理組合を早く設立して、仮換地を指定すると、利用もしくは貸すとか、そういうことができますので、そういう手続を早めるということ、今後、組合のほうに指導することが最善かなと。税金については、当然高くなるということは理解をして

いただいて、早く土地が利用できるようにするというのに心がけていきたいというふう
に考えています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、先ほど申し上げたように、住民の側にすれば、十分な説明が
あったかどうかというのは、あなた方が自分で解釈するだけ。要は、住民の側からすれ
ば、みんな土地活用ができるよと。あなたも言われたように、土地を売ったり、買った
り、活用できるよということをバラ色に描いて、そのつけ足しとして、「税負担が上が
ってきますよということは言っておきましたよ。十分理解しない住民が悪いんだよ」と、
こういう感覚では困るわけなんです。住民の側としては、「そんな話はあったか、なか
ったかわからんけれども、こんな通知が来たらどうもならんぞ。事業もまだ行き先どう
なるかわからないではないか」と。こういう中で税負担だけ求められてどうもならん
というのが実態であります。

そういう実態の上に立ってお聞きをしますけれども、市街化編入の前と後で税の負担
はどう変わってきたのか。3地区別に、地目別に。まず固定資産税だ。都市計画税は後
ほど、これは新しく課税されるわけですから。3地区別に、地目別に、固定資産税はど
う変わったのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まず、全体的なもので申し上げさせていただきますが、平成22
年度の市街化編入前の3地区におきます総額でございますが、約534万円程度。またそ
して、編入後につきましては2,350万円程度、約4.4倍といったような形でございます。

地目ということになりますと、ちょっと田と畑、雑種地、いろいろと出てきますので、
その辺について非常に長くなってしまいますが、大枠でよろしゅうございますでしょ
うか。また、その辺についてはあれですが、まず、地区別に申し上げたいと思います。岩
堀地区につきましては、121万円程度のものが731万円、6倍ということでございます。
それから、里地区でございますが、274万円が772万円、2.8倍程度。それから、六栗
につきましては、137万円が848万円、6.2倍程度といったような状況でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなた、賢いね。残時間を見ていて、全部言っていたら時間がなく
なるのではないかなどというね、攻められたらしょうがないな。先ほど申し上げたとおり、
では、これは固定資産税だけだと。都市計画税は全くさら。さらの状況から都市計画税
が課税をされるわけですから、それはそれぞれ地区ごとに地目別が一番いいわけですけ
れども、「時間がねえ、大丈夫でしょうかね」などという、半分おどしをかけるような
答弁ではなくても、では、3地区ともどういう形で都市計画税が新たな課税とされてく
るのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 大変申しわけございませんが、地区別のものをちょっと今、数
字を持っておりませんが、全体ということで御理解いただきたいと思います。430万円
ほどがこれは発生してくるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） せっかく通告してあるだもんな、通告してある内容で、「いや、手元にございませんが」と言ったら、あなた方、説明責任も果たさないよということでありま。そういうことで、都市計画税が3地区で430万円というのは、たとえ税率が1,000分の2であったとしても、余りにも低過ぎるではないかと。都市計画税だよ。地目別ではなくても、全部大ざっぱに言えば、田と、畑と、雑種地と、専用住宅と、非専用住宅地という、大きく分けて五つに分けられますよね。五つに分かれたときに、3地区のトータルで430万円。これは1地区相当分ではないですか。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 23年度実績の関係によりましての試算でございますけれども、今、その430万円の内訳でございますが、地区別で申し上げますと、岩堀地区につきましては118万円、それから、里地区のほうにつきましては150万円、六栗につきましては165万円。ちょっと端数はございますけれども、以上のような内訳でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 後ほどそれはかなり詰めてまいりたいと思います。この質問の中では時間が無いので詰めません。

そうした中で、3地区とも、まだ事業の実質的なことはない。東名岡崎インターのその入り口の土砂をそれぞれ搬入して、事業としては形としてはまだスタートしていないときに、では、その区域に編入された土地の地主の土地の活用はできるのか。これはできませんよね。事業がまだ形も出てこないという中で、使用権決定がされたときに初めてそういう土地の活用ができる。しかし、土地の活用ができない中で固定資産税はどかんと上る。都市計画税も新たに課税されるということでもあります。

したがって、それぞれ3地区とも実質的にこれからどういうスケジュールで事業が進められてくるのか。そして、使用権設定がいつされるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） それでは、土地区画整理事業の流れでございますが、24年度に3地区ともそれぞれ組合設立をされて、土地利用でいけば、今、準備段階は仮換地指定でございます。大体設立後1年ほどかかって仮換地指定を行い、仮換地指定をされるとそれぞれ減歩率が決まって土地の面積が決まると。そういう中で、あと、工事に入るといような事業の流れになります。そうしますと、工事は基本的には3、4年、もしくは5年というように感じが進められまして、工事完了となると、それぞれ完成したところから本来の土地利用、宅地等の利用が図られるという形になります。

それで、今、使用収益の指定でございますが、それについては、現在行われている区画整理組合は6ヘクタールから9ヘクタール程度でございますので、今までの行い方からいくと、一度に使用収益の開始がされるというふうに思いますので、そうしますと、ほぼ工事が完成してくると使用収益の開始。そうすると、その使用収益の開始と同時に、本来である課税がされるということで、それまでは従来の地目、例えば、農地とか面積も含めて、そういうもので税的には課税がされます。ただ、仮換地指定において、ある程度、工事も終わって家が建ちということになれば、土地の利用に関する建物等は課税がされるというように形になります。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり仮換地が決定をされる、その時期もまだ定かではないと。仮換地の設定がされて減歩率も決まると。それから工事に入ると。工事に入って、完了が大体5年ぐらいですね。面積が小さいから一斉に使用収益権が設定できると。ということは、これから先、まだ5年以上、地権者がその土地を自分の土地でありながら活用できないという状況が続くと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 土地利用にはいろいろございまして、まず、土地利用においても、現在、市街化区域に編入された段階で、土地利用の中では、先ほど言いましたように、自分で使う、それから、売る、貸すというようなことで、現時点では売るといふ土地利用はできるわけであって、本来、土地区画整理事業で減歩を受けて、工事が完了指定となる宅地として利用するのが当然工事の影響がされるという形になります。

現在、仮換地指定ができて、一度にすべて工事が終わるといふのは物理的に難しいです。例えば、9ヘクタール分の工事費をすべて単年度で予算化するというのは、まずあり得ない。だから、区画整理においては当然、最初に使える人と後で使える人の土地利用の差は出てきます。ただ、そういう点で施行箇所を進める上では、組合のほうできちんと年度ごとの施行の順位を決めて、地権者の理解を得ながら進めるということが重要と考えています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、私が申し上げたいのは、区画整理事業をおやりになる。その区域の中にあつては、都市計画税、固定資産税がばか高く地権者に負担がかけられる。負担をかけられた土地の活用ができない。その期間が最低でも6、7年かかってくるといったときに、では、その税金は何のためにかけられたのか。課税強化をされた、新たな課税がされた、そういったときに、それでいいのかという疑問符が出てまいります。課税された土地が地権者の意思によって活用できない。こういう中で税負担だけが求められてくるというのは、平たく言えば、やらずぶったくりです。これが6年、7年も続いたときに、これでいいのかという疑問は持ちませんか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 市街化区域の編入に伴いまして、農地につきましては、調整区域の農地であった場合には、農地としての時価の評価から状況に類似した宅地、こういったものの評価額を基準といたしまして、評価をするように変わるわけでございます。したがって、農地の評価額は以前よりもかなり上るといふことでございます。しかしながら、これは調整区域、農地等の市街化区域農地、これは、たとえ未整備ということでも、将来宅地化がされる前提がございまして、そういったことを考えた場合には、土地の価格というものは当然異なってくるものというふうに理解をいたしております。その土地から収益を上げていないのに税負担がのしかかるという議員からの御指摘でございますけれども、市街化区域農地につきましては、使用収益権が設定までは従前地での評価、これによって行いまして、また、原則といたしまして、評価額の3分

の1の額が課税標準額となるということでございまして、税負担の調整措置もとられるということでございます。それによりまして、当分の間は税負担の軽減というものは図られていくということでございますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

使用収益権の設定以降につきましては、土地活用がやはり権利者の意思に基づきまして可能になってまいるわけございまして、整備後の新たな評価での課税で御理解をいただきたいというふうに考えているところでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 農地については3分の1の軽減がありますよと。その前提は評価額ですよね。では、評価額が編入前の評価額による評価なのか。違うでしょ。編入した後の評価額で、農地については3分の1を軽減しましょうよというのは、階段を5段も6段も上って、「いやあ、えらかったのん。それでは、1段か2段下がって、ちょっと休憩してくださいよ」と、こういうのが今のあなたでしょう。あなたの言い方からすると、評価額の3分の1軽減するから、農地については大事ではないかと。使用収益が設定されたら、それは全額やりましょうよと。これは、それはそれでいいでしょう。しかし、あなたの言われる評価額の3分の1という前提は、編入したことによる評価の課税標準額の70倍前後上がってくるわけですよ。その金額のことを言っているわけですよ。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 評価につきましては、この区画整理事業が市街化区域に編入されたことによって、当然活用形態というものも変わってくるわけでございますので、それに見合った形での評価がなされるということでございますので、その点も御理解をいただきたいというところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、評価額というのは、あなたも言われたように、活用の形態が違うといっても、それは完成後の関係でしょ。区域に入って、まだ工事に入っていないのに活用の形態もへったくれもないわけじゃんか。評価額だけどんと上がって、余りやらずぼったりくりではいけないから、3分の1を若干減免しましょうよというだけの話で、評価そのものは、課税標準は編入前から編入後にかけて、大体50倍から70倍ぐらい上がっているわけだ。その評価額によってはじき出された農地にかかわっては、評価額の3分の1は軽減しましょうよと、こういう仕組みでしょ。違いますか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） その辺について、ちょっと今、認識不足でございまして、確認をさせていただいた上で、また御答弁申し上げたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 虫歯が痛くなるな。せっかく通知して、負担の軽減を図ってくれよと、こういう通告がしてあるわけじゃんか。ですから、あなたの言われるように、将来宅地化されているので課税をしますよと。将来ね。将来宅地化されますから課税が強化

されますよ。それはおかしいじゃない。将来宅地化するための事業をやるわけですから、それは当然ですよ。私が申し上げているのは、使用収益権が設定をされれば、地権者の意思によって、その土地の活用ができる。そうなったときに、課税の本来あるべき姿に戻すことについては、私は異議はない。やり方についてはいろいろ問題あります。しかし、考え方としてはそうだと。そうしたけれども、宅地化されない段階で課税強化がされる。その農地については、3分の1は軽減しますよという、その土台はどこにある。編入前の評価額なのか、課税標準ではないでしょ。編入後の課税標準額が編入前に比べて50倍から70倍も上ったと。しかし、将来の宅地活用ができない段階であれば、農地については軽減しましょうよというだけの話でしょ。そこら辺は整理していただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今、私がちょっと失念をしております、大変申しわけございませんでした。

今の議員御指摘の点につきましては、今、御指摘のとおりでございます。ということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしたときに、地権者でありながら、その地権者がその我が土地を活用できない。しかし、税負担だけ求められてくる。農地については3分の1、それ以外については軽減規定がないといったときに、では、どこに求めていくのかといったら、固定資産税の減免規定がございます。固定資産税の減免規定は、税条例の65条に固定資産税の……

○議長（池田久男君） 残り1分です。

○14番（伊藤宗次君） 減免について規定があります。この規定でいけば、何のあれもないわけです。生活が困窮したとか、あるいは災害によって著しく評価が下がったという形になっております。そうしたときに、この項に新たに減免の規定を求めて、少なくとも区画整理区域にあっては使用収益権が設定されるまでは軽減できるという規定を設けることについてどういうふうにお考えなのか。これは町長に答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 固定資産税も今、区画整理の状況で進んでいるわけでありましてけれども、過去から区画整理におきましては、そのような体制で、今までどおりの体制で来ているという状況でございます。その中で急激に、この地域だけにおいて変更するというわけにはいかないというふうに思います。私は現状どおりでひとつお願いをしていきたいということと、将来、この地域が現状の数倍の価格で取り引きされるような状況になるということも考えられるわけでございまして、今の状況におきましては、先行投資として御辛抱いただいて、形ができて上がるまで、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結果的には、現在は都市計画税も固定資産税も、減免規定は二つの種類でしか減免の規定がない。生活が困窮する、災害等で著しくその評価が下がったとき、それ以外はない。そうしたときに、ほかの減免規定にもございまして、特認事

項を設けて、その特認事項とは、町長が特に認めたときと、こういう特認事項を設けて、私は対応すべきだと。町長の言われるように、将来、数倍に上がって活用できる、それはそうでしょう。ですけれども、要は、私が申し上げたいのは、法を生かす殺すも政治次第、そういう観点で再度答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほど申し上げましたように、この案件だけにそういう方法を求めるということではなくして、今までの方向を貫いていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時11分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、杉浦あきら君の質問を許します。

2番、杉浦あきら君。

○2番（杉浦あきら君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問してまいります。

地域安全ステーションモデル事業について述べさせていただきます。

平成16年6月、警視庁は、犯罪に強い地域社会再生プランを策定しました。このプランは、市町村や消防と連携しながら、地域住民の行う自主防犯活動を支援し、地域社会の治安回復を目指すための総合的な施策である。これにより、平成17年から地域住民が活動拠点を設置して行う自主防犯活動を、警察が消防、学校、市区町村と連携して支援する地域安全ステーションモデル事業が実施されており、毎年、多くの地区が選定され、支援を受けている。支援の目的は、地域における自主防犯活動の活性化と拡大を図ることであり、支援の目的内容は、地域安全情報の提供、防犯講習、防犯訓練、警察との合同パトロールの実施、防犯パトロール用品の無償貸与等である。幸田町地域安全ステーション設置の経緯も、上記のようなモデル事業を参考に運用を開始し、特に交通安全及び防犯に関するパトロールと交通安全及び防犯に関する相談並びに指導などを業務として行うことになっているのではないのでしょうか。本町においても設立の経緯を述べてください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 本町におきます地域安全ステーションの設立経緯はということですが、本町におきましても、都市化が進んでいく中で、交番ですとか、また駐在所、こういったものに対する体制の強化というものが図られ、見直しは県のほうにおかれましても行われたところがございます。こうした中、住民の方々の安全・安心、こういったものを確保する上で、町内の防犯体制の強化を警察等にも要望してまいった経過がございます。こうした中で、県のほうも財政的な部分で、そういった理由からなかなか要望というものが聞き届けていただけないというような状況もございまして、ま

た、その一方で、第5次の総合計画の中におきまして、安全で快適な都市の基盤、またそして生活環境づくり、こういったことの中で地域に交通安全対策と防犯対策、こういったものの強化を図る拠点といたしての警察官の立ち寄り所を兼ねた施設というものを整備いたしまして、住民、行政、警察の3者が一体となって活動を推進していくような施設ということで、警察官のOBの方などに相談などに携わっていただくという目的を持って、平成20年の4月からこういった施設を設けさせていただいたというところでございます。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 幸田町のステーションもこういうモデル事業にのっとって行ったようでございます。

続きまして、幸田町の総合計画で、住民を交通事故から守るため、交通安全施設の充実はもとより、交通安全教育の普及と徹底を図り、安全で住みよいまちづくりのため、防犯意識の高揚と環境変化に努めるために、その啓発拠点としての役割も強い。また、パトロール中には、警察、交番、各駐在に立ち寄り、警察も地域安全ステーションに小まめに立ち寄り情報交換に努めることにより、警察との連携を強化しています。

以上のような目的のために、特に重点的に行うことは、園児、学童、高齢者への交通安全教室、防災講話、警察との情報交換などではないかと思われま。開所当初は嘱託員2名体制で十分にできなかったと思いますが、23年度は4名体制で充実してきたようですが、24年度は3名体制で十分にできないように思います。青色回転灯を回してパトロールするのは、回さないでパトロールするのと数十倍以上の効果があると言われております。23年度と比較し、24年度はどのようになったかをお聞きします。開業日数、パトロール時間は差がないと思われま。内容的に、特に勤務時間が長くなり、職員が1名減ったために2人でのパトロールが少なくなり、青色回転灯を回してのパトロール時間は極端に少なくなり、なおかつステーションに無人にすることが多くなってしまったのではないのでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 地域安全ステーションに勤務いたします防犯・交通嘱託員の業務内容につきましては、交通安全ですとか防犯、また、防災に関するパトロールですとか、保育園などでの交通安全教室など、こういったようなことにつきまして取り組みをさせていただいているわけでございますが、嘱託職員の体制については、平成20年度のオープンにつきましては、御指摘のとおり、当初は2名体制でございました。その後、体制の整備を図らせていただきまして、平成23年度におきましては4名体制とさせていただいたところでございます。勤務時間も9時から19時半までということで、ただ、10月から3月までにつきましては、就労時間を9時までとさせていただいたところでございます。1日当たり10時間から10時30分で無人の時間は1.5時間程度、パトロールがまた6時間程度といったような状況でございます。

24年度の上半期の開業時間につきましては、午前7時から午後7時半まで12時間30分でございます。無人となる時間が4時間ほどでございます。パトロールは2.5時間ほどでございます。パトロールは2.5時間ということでございましたが、余りにも回

転灯点灯によりますパトロールの時間が短時間ということでございましたので、下半期の10月から閉所時間を午後5時といたしまして、開業時間は10時間ということで、無人の時間は5時間程度ふえたわけでございます、パトロール時間がまた5時間程度ということで、その辺については、若干の是正をさせていただいたということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） やはり、人員が少なくなり、なおかつ勤務時間が長くなると、無人にする時間が多くなってしまわないかと思えます。

次にお尋ねしたいのは、幼稚園、小中学校、高齢者への交通安全・防犯講話の比較回数はどうようになったかをお聞きいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 御指摘の保育園への交通安全教室の開催状況ということでございますが、平成23年度・24年度でも、全園におきまして、この安全教室をとり行わせていただきました。8回実施をいたしまして、また、小中学校の不審者訓練、こちらにつきましては23年度7校。これは、南部中学、北部中学、坂崎、幸田、中央、荻谷、豊坂、深溝の7校でございますけれども、こちらのほうで実施をさせていただきました。24年度につきましては5校。北部中学、坂崎・幸田・中央・荻谷小学校ということでございます。

高齢者の交通・防犯講話につきましては、23年度、24年度とも11回の実績ということでございます。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 続きまして、町内における刑法犯の認知件数の比較ではどのようなようになったか述べてください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 町内におきます刑法犯の認知件数でございますが、平成15年に743件を記録いたしまして、その後は減少傾向をたどっているところでございます。平成22年におきましては419件までになりました。しかしながら、平成23年は一たん増加をいたしまして、452件ということでございます。翌年、平成24年につきましては292件と、前年比35%ということで、ピーク時の平成15年から450件以上減少しているということで、40%以下ということでございます。

こういったような状況で、今、件数的にはそういったような状況を把握いたしております。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） そういう35%といういい減少率になっているんですけども、それはどのような活動によって効果が出たのか、検証できているのかどうか、お答えください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 町におきましては、平成22年の1月に幸田町安全・安心なまちづくり条例、これを制定いたしました。また、平成22年9月には、幸田町防犯活動行動

の策定をいたしまして、四つの重点目標を掲げたところでございます。

1点目につきましては、安全・安心なまちづくりに対する意識の高揚、またそして、地域防犯力の向上。犯罪を防止し、犯罪を起さないようにする生活環境づくり。そして、犯罪被害者となりやすい子供さん方、また、女性、高齢者などの方々につきましてはの安全対策、こういったものを掲げさせていただきまして、町民が安全・安心で生活することができる地域社会の実現、こういったことを目指してきた結果、地域におきましては、防犯ボランティア団体の増加、また、防犯力の高い住宅ですとか事業所の普及、こういったこともあるわけございまして、防犯教育の充実等を図る防犯意識の向上というのがこういった結果に結びついているのではなかろうかというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） いろいろと行動していることによって結果が出ている面もありますが、ただ、先ほどのお答えでは、やはり無人になるケースがふえているということでございます。

最近では安全ステーションがほとんど閉まっていて、しかも警察のパトカーがとまっているのがほとんどないという住民の声が多いようです。警察官の立ち寄り、地理案内に立ち寄った人の人数についてはどのように変化したか、答弁ください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 警察官の立ち寄りの状況はという御質問でございしますが、平成23年度は83件、月にいたしますと6.9回ほど、また、24年度につきましては、1月末までで62回、月に6.2回ということでございしますが、やや減少いたしております。地理案内の関係につきましては、23年度50件、月当たりでいきますと4.2回、24年度については、1月末までで12回、月に1.2回というようなことで、大幅に減少いたしました。これは、開所時間が短かったことが要因というふうに考えております。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） やはり23年度と比較して、24年度は勤務時間は長くなり、職員体制が1名少なくなり、3人で行わなくてはならなくなり、ますます複数での勤務が少なくなり、回転灯を回してのパトロールが困難になり、また、地域安全ステーションを無人にすることが多くなり、住民、警察官の立ち寄り回数が少なくなっているようです。特に24年度のパトロールについては、子供の登下校における見回り活動を中心に取り組むということですが、もう一度初心に戻り、設置の目的、幸田町地域安全ステーションは、交通安全対策と防犯対策の強化を図るべき啓発拠点として整備されたものであり、住民、行政、警察が三位一体となった活動により地域の安全で安心なまちづくりを推進しますということで、安全・安心のための自主的活動の拠点としての機能、すなわち1番、安全・安心パトロールの出発拠点、2番、安全・安心情報の集約・発信拠点、3番、安全・安心のための自主防犯活動の参加拡大拠点の3項目を充実させていけばよいと思います。特に幸田町地域安全ステーションは1番、2番はできていると思いますので、3の町内の住民ボランティアによる自主防災会との協力を密にし活動を行えば、住民、行政、警察が三位一体となって活動できると思います。

自主防犯活動の参加拡大拠点にするためには、町内の防犯組織の数と代表者、参加者、

活動内容などを把握しておく必要があると思いますが、どのように把握しておられますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 町内の防犯ボランティアの関係につきましては、現在、町内の12団体の方に御活躍をいただいているところでございます。構成員はおおむね600名ということでございまして、青色回転灯のパトロール車につきましては26台ということでございます。活動内容につきましては、子供の見守り活動を中心といたしましての団体や青色回転パトロール活動、また、徒歩のみのパトロール活動をする団体さまざまでございますけれども、防犯ボランティアの団体のネットワーク会議、こういったものを通じて情報発信ですとか意見交換もさせていただいているところでございまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、地域の防犯意識の向上、また犯罪防止、こういったものに非常に大きな効果をいただいているというふうに理解をいたしているところでございます。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 12団体との合同でパトロールとかそういうのをやっておられるということでございます。これからはますますそういうのは活発に行っていただきたいと思えます。

最後に、25年度の町長の施政方針にもありましたように、安全・安心なまちづくりで、「交通・防犯対策につきましては、『幸田町地域安全ステーション』を交通・防犯の活動拠点とし、各地区の自主防災組織との協働を図り、学校・地域・行政が一体となり、安全パトロールをはじめとするネットワーク体制の強化に取り組んでまいります」と言っておられます。地域安全ステーションを有効に活用するためには、青色回転灯を点灯してのパトロールとステーションでの事務連絡が同時にできるようにするために、町長の言っているように、ネットワーク体制の強化ができれば、少ない職員数と勤務時間で子供の登下校の見回りと防犯パトロールなどに最大限の効果が出せるのではないのでしょうか。今後は地域安全ステーションの職員数、勤務時間をどのようにすれば最大限の効果が出せるかをお聞きいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今後の地域安全ステーションへの体制について、こういった体制で臨んだからいいかという御意見でいただいているわけでございますけれども、防犯ボランティアとの連携につきましては、各団体と活動方針、またそして、パトロール時間ということもございまして、防犯ボランティアはそれぞれ地域で無理のない範囲で活動をしていただく。また、地域でお互いの活動範囲、また、活動方法によりまして効果的な防犯活動を進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

地域安全ステーションといたしましては、現在の犯罪発生状況の推移ということを踏まえて、現状の職員数、また、勤務時間で極力対応していきたいというふうに考えているところでございます。防犯ボランティア団体のネットワーク会議を活用するなどいたしまして、お互いにボランティアのほうとの連携を保ちながら、両者と協力いたしまして、地域な安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えている

ところでございます。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） やはりステーションを留守にすることなく、なおかつ青色回転灯でのパトロールが十分に行えるようにしていただきたいと思います。

続きまして、2番目の交通事故防止の徹底を図るためにについての質問に移ります。

愛知県内における交通事故死者数は、3月4日現在49人で、昨年同時期を17人以上上回っています。また、2位の静岡県とは12人の差で、全国ワースト1位が続く厳しい状況となっています。

このように、他県と比べて際立って多い状況にあることから、3月4日、愛知県知事は本年2回目の交通死亡事故多発警報を発令しました。このような最悪の状況の中、去る平成25年2月8日に愛知県警本部より、平成3年から平成23年までの交通事故死者数及び負傷者数の訂正が発表され、幸田町の交通事故死者数ゼロが平成23年以降、3月1日現在、467日に短縮されました。改めて交通事故ゼロの日を継続させ、今後も安全・安心を守るために交通安全運動を推進していくとともに、危険箇所の改善を行っていかねばならないと思います。特に、来月4月6日から15日まで、春の全国交通安全運動が始まります。

この運動の目的は、「広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする」ということです。

特に運動の基本は、子供と高齢者の交通事故防止です。都道府県及び市区町村は、事前に運動の趣旨等について広く住民に周知し、市民参加型の交通安全の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、民間団体、交通ボランティア等との幅広い連携を図りつつ、地域の交通事故実態、住民や交通事故被害者のニーズ等を踏まえた実施に努めるものとするということです。

以上のことを視野に入れて、各小学校区より1カ所、交通事故の多い場所を特定し、その改善方法をお聞きします。

以下の場所は、地域安全ステーションの職員、駐在所の警官、各地区の方々にお聞きして6地点を取り上げました。

1番、坂崎学区では、京ヶ峰南の交差点。岡田病院から南に下がってきた最初の交差点です。

2番、幸田学区ではD2としまむらの間の道。

3番、中央学区ではジョイプラザ前のガソリンスタンドとコンビニの交差点。

4番、荻谷学区では芦谷蒲郡線と国道248号交差点の北の信号の東の十字路。

5番目、豊坂学区では野場坂崎線の深田の信号。永野公園、通称水道山の南の信号交差点。

6番、深溝学区では字天白の交差点。三ヶ根西の道路と国道23号の信号交差点。

以上、6地点において、交通量が多く、実際に事故が多いため、地元の方は注意しているようです。いろいろな注意喚起があると思いますが、どのような施策を行ったか、

今後どのような施策がとれるのかをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 6地点ということで、今、御指摘をいただいたわけでございますけれども、私からは、1番目と4番目、6番目、この三つにつきまして、現状等を御報告させていただきたいと思えます。その後、建設部長のほうから残りの関係につきましては御答弁申し上げてまいりたいというふうに思えますので、御理解をいただきたいと思えます。

まず、1点目の坂崎学区の京ヶ峰南交差点の関係でございます。坂崎1号線の南進、南のほうへ進む関係につきましては、下り坂でござましてスピードが出やすい、また、進入車両の十分な左右の安全確認をしてから通行するというようなことが必要になってくるわけでございます。こちらについては、交差点とカーブの路面標示、また、一時停止の大型標識を設置させていただいているところでございます。今後の状況というものも見守ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、荻谷学区の芦谷蒲郡線と248号の交差点の北の信号の東の十字路の関係でございます。こちらにつきましては、通勤時間帯に通り抜ける車両が非常に多いということでございまして、十分な左右な安全確認をして通行していただく必要があるということでございます。

当面の措置といたしまして、「通学路のためスピードを落とせ」といったような看板の設置をさせていただいたところでございます。

また、6番目の深溝学区の関係の天白の交差点の関係でございますけれども、以前から地元のほうからも御要望をいただいているところでございまして、信号交差点でありますけれども、比較的やはり高速で通過をされる車両も多いということでございます。こちらについては、海谷区の通学路でもございまして、地域の方が今、見守り登校と一緒にやっていただいているというような状況もございます。交差点付近につきましては、当面、今、「子供の横断注意」ですとか「子供の横断あり」、こういった注意看板を設置させていただいているところでございます。この春にはコンビニもできるというようなお話もお聞きをいたしているところでございます。こちらへの出入りの進入車両というような関係もございますので、こういった状況を踏まえた形で、また改めてそういった状況を把握しながら対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 建設部からは2番目の幸田学区、3番目の中央学区、5番目の豊坂学区の交差点の状況について御答弁をさせていただきます。

まず、2番目の幸田学区のD2としまむらの間の道路ですが、この道路は、相見の区画整理事業区域内でありまして、相見役が去年3月開業し、マックスバリュも開業したということで、非常に現在、交通量が著しく増加していると。当然、安全対策も急がれる状況でございます。当交差点につきましては、今、信号機の設置について公安委員会に要望をしているところということでございます。ただ、相見の区画整理の中でも、今、幸田高校の西がやっと信号機が3月21日につくということで、やはりこれも一度にどの箇所も信号機をつけるというわけにはいかないということで、現在は設置時期は

未定でございます。

3番目の中央学区のジョイプラザ前のガソリンスタンドとコンビニ前の道路の交差点でございますが、これは県道岡崎幸田線。当然、現在16メートルで、都市計画道路の完成断面にて整備済みでございます。これは県が行われたわけですが、そういう中で、横断防止としての施設整備等は考えていませんので、やはり完成したところに新たに投資するということは、現時点で財政状況も県がなかなか厳しいという中では困難かと思えます。そして、今後、交通量、歩行者数の状況を見て、目に見える方策としては、横断防止の看板等を設置して皆さんに呼びかける検討をしていきたいと考えています。

5番目の豊坂学区の坂崎野場の交差点でございますが、これも、やはり企業の通勤者が非常に多いということで、特に、通勤時間帯の交通量、朝が多いということで、また、これは永野の子たちが豊坂小学校へ行く通学路にもなっているということで、非常に危険度が高い交差点だというふうに判断しています。現在は地域の方とか学校の方が見守り登校して、安全確保をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 1番目の坂崎学区の地点においては、下り坂の交差点で、しかも東側から来る道路においては右側が見えにくいので、左折の場合は、すぐに回れないようなポールとかが立っており、注意喚起がいろいろしてあるのではないかと思います。

2番目の幸田学区の地点においては、私自身、カメラガーデンに入ってくる車が並んでいたもので、右折で出ようとしたところ、直進車が見えなかったので衝突しそうになったことがあります。女性の方は、カメラガーデンには絶対に行かないという方もおられます。それというのも、行きは問題ないけれども、帰りは右折になり、交通量が多く出づらいというところがあるということでございます。

この地点においては信号の要望が出ていますが、いつになるかわからないということです。早急にできる方法は、D2とマックスバリュの間の道を駅まで延ばし、駅の信号より出入りできるようにする方法はとれないものかどうかお聞きします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 2番目の幸田学区のD2のところの交差点でございますが、カメラの商業施設がやはりここには全部で7ヘクタールという大規模商業地ということで、当然、土地区画整理事業区域内、商業施設を誘致する際には周辺に8メートル道路以上を確保するという条件の中で、ここには安城幸田線の街路、それから、相見線、カメラ線ということで、18メートルから16メートルの道路を配置して、交通量とか歩行者の安全を図るということで計画をします。現在、信号機は、先ほども言いましたけれども、ここについては、区画整理事業をする際は、当然、そういう交差点をどこに位置するかという公安委員会との協議も義務づけられていまして、ここについては、将来、信号機ができるという交差点で、現に右折帯もゼブラでは標示がしてないですが、幅広い交差点として位置づけていますので、あとは信号機の設置の要望を強くしていきたいというふうに思います。

それと、次に、D2とマックスバリュの間の道路の交差点から相見駅に延ばすというルートでございますが、実は、区画整理というのは、幹線道路から入ってきた車は、なるべく早く幹線道路に出すというのが趣旨でありまして、住宅地にこういう、商業施設を利用した交通量が入りますと、住宅の中が非常に騒音とか、迷惑になるということで、逆に排除する仕組みもございますので、ここを南側に延ばした場合、当然住宅地を入れるわけで、そういう影響が出る。それと、駅前広場の形も、当然、どこへ道路をつけるかと。例えば、そういう区画道路の位置については、広場の形で左右されるということになりますので、今回、南側にそれを乗り入れた場合には、駅前広場のほうにも影響があるということがございますので、このルートの南進については、現状で御理解をお願いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） やはりD2からの駅前の信号に出られるようには難しいということですので、早く本通りのほうの信号がつくような努力をしていただきたいと思います。

続きまして、3の中央学区の地点においては、無理な横断ができないような注意喚起の看板をつけていただき、ますます注意喚起をしていただきたいと思います。

それと、4番目の荻谷学区の地点においては、通学路の関係で点検はしっかりやっていただいておりますし、要望もいろいろ出てきていると思いますので、そちらのほうで対応をしていただきたいと思います。

5番目でございますけれども、最近の中日新聞2月6日号に、既存の信号交差点をラウンドアバウト化するのは全国初の試みであると記載がありました。5番目の豊坂学区の道路は実際にはT字路で、しかも交通量は2方向が圧倒的に多いようで、周りは田んぼであるので用地は十分とれます。ラウンドアバウトに改良すれば、信号機を使用しないので節電、省エネであり、信号機停電、故障による混乱、渋滞とは無関係となります。

5番の豊坂学区の地点においては、ロータリー交差点を考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） ラウンドアバウトの交差点でございますが、このラウンドアバウトというのは、交差点の中央に島をつくって、その周辺を車が周り、一方通行にするというような形のものでございます。当然、信号機が要らなくて、円形の平面交差で制御するというので、特にヨーロッパのほうで、住宅街の中で進んでいる工事でございます。特徴的には、節電、省エネ、信号機不要ということもございまして、特に東日本大震災のときに停電に長期間になったという中では、この信号機がある交差点は非常に混乱をしたという中で、こういう交差点なら通常どおり通れるということで非常に見直されているということと、先ほども交通事故のお話がありましたけれども、この円形交差点ですと走る速度が非常に遅い。だから、極端なこと、事故をしても物損事故ぐらいで済むというようなことで、交通死亡事故等が抑制できるということでございます。それから、運転する方は一方向を見ていればいいものですから、例えば、右側だけを見て走れるということで、安全確認が容易に済むという特徴があります。

議員言われました2月6日の新聞記事ですが、これは、飯田市がたまたま、ちょうどこのラウンドアバウトの供用開始をされまして、その記事が載っているということで、

これは、従来から5差路の交差点で出会い頭、右折車の事故が非常に多発したということで、何とかラウンドアバウトを実現したいということで、この経過を若干述べますと、平成21年度から23年度まで、この間、大学と調査研究をしたり社会実験をされてやっと思いの目を見たという形のものであります。それで24年度に完成して実現したんですが、一番これを決定づけたというのは、先ほども申し上げましたけれども、東日本大震災、この影響があって、やはり信号機等の停電があった場合に、こういう交差点だったら円滑に利用できるということで、これがあつたために事業が推進されたということでございます。

今後のこのラウンドアバウトの設置でございますが、現在、日本でも土木学会というのがございますが、そういうところでは、災害時の停電も機能する方式として強く意見が出されています。それから、国土交通省も、急発進を抑えられて、CO₂排出量の低減につながるというメリットがあつて、実は現在、導入の可能性を求める調査が始まっているという状況でございます。ただし、では、幸田町の交差点にどうかということにはまだちょっと時間がかかるわけでございますが、要するに、国内に導入するには、やはり現在の法律、例えば、右折とか左折の方向指示器は、道路交通法で言えば、30メートル手前から出さなさいよというような法律があるんですけども、円形の交差点ですと、もう5メートル行ったらすぐ曲がらなければいけないというようなこともあつて、そういう法律の面が非常に整理されていないということで、今後かぎになる。

それから、このラウンドアバウトという交差点を住民の方が知ってみえない。この程度をいかに高めるかということも課題だろうと。

これはあくまで、車はスムーズに入れますけれども、では、その交差点のところの歩行者、自転車の対応が非常に危ないのではないかと。だから、そこも若干制御しないといけないのではないかと。

それと、もう一点は整備するほうですが、直径12メートルとかいう円の島をつくるような交差点でありますので、用地確保が非常に困難になります。だから、そういう点では郊外のほうの信号機のほうがいいと思いますが、都市部では非常に大きな問題になるということでございます。

だから、今後、町としても、この国、土木学会の動きが非常に研究されて、このラウンドアバウトの指針が当然出てくるかというふうに思いますので、そういう状況を把握しながら、施行については、この幸田町で適する交差点があるかどうか、また、この当交差点については、そういう基準に見合うかどうか判断して対応していきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 法律的な整備とか土木学会である程度認知されれば、幸田町内においてはまだまだ田んぼの中の信号とか、そういうところが多いものですから、いざ解禁になれば、できるような場所はたくさんあるのではないかと思いますので、早目から検討をお願いしたいと思います。

続きまして、6番目の深溝学区の交差点についてでございます。

この交差点は信号の周りには注意看板がたくさんありますが、近づかないとなかなか見づらようですので、もっと交差点より離れた場所において、遠くから注意喚起と、

交差点内はカラーペイントにより強烈に目に訴えていく方法など取れないものかどうかをお聞きします。

それと、地元の通学路の要望を受けて改善策をとっていただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 深溝学区の天白の関係でございますけれども、今、御指摘の注意看板につきましては、角度によってはいろいろな状況も変わってくるというようなこともあろうかと思えます。私どもとしても、位置と、またそして色とか、そういったいろいろな考え方の中で常に現場も検証しながら判断してまいりたいというふうに考えております。

また、交差点の安全対策につきましては、岡崎警察署とも連携をしながら、カラーペイントですとか、こういったことも道路管理者であります愛知県とも協議を進めてまいりたいと引き続き要望もしていきたいというふうに思っているところでございますけれども、いずれにいたしましても、関係地区の区長さん方と十分御協議を申し上げて、その上で対策というものを講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、あわせまして、かなり車のほうもスピードを上げた通過車両とかいったようなこともございます。こういったことを考えた場合に、やはり高齢者の方々ですとか子供さん方、こういった方々への交通弱者が犠牲者とならないように、今後とも交通安全教室ですとか街頭指導、また、キャンペーン等も実施をさせていただいて、さらなる啓蒙活動ということも取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございますので、引き続き、また交通安全に御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） ただいま6地点だけ取り上げましたけれども、まだまだこれ以外にもいろいろ危険な箇所が多いと思えますので、今後、事故の起きないような注意喚起とかいろいろな方策をとっていただきたいと思います。

これで、質問を終わらせていただきます。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦あきら君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、志賀恒男君の質問を許します。

3番、志賀恒男君。

○3番（志賀恒男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

最初の質問は、都市計画税についてであります。

都市計画税は、そもそも都市計画法に基づいて徴収をされております。都市計画法は、昭和43年に制定をされまして、既に45年が経過しております。ここで、一度立ちどまっ

て、都市計画税という切り口で質問をしてまいりたいというふうに思います。

法の理念といたしまして、農業、漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのために適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことと第2条で明記しております。

そして、法59条におきまして、都市計画事業にあつては、市町村が都道府県知事の認可を受けて施行すると明記されております。そして、法第60条第1項で、認可を受けようとする者は、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業計画などを記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならないというふうに定められております。同じく60条第2項で、事業計画では、事業地、設計の概要、事業の施行期間を、同じく6条第3項で、申請書には事業地を表示する図面、設計の概要を表示する図書、資金計画等の書類を添付するとされております。

要するに、都市計画事業は、思いつきとか、場当たりのとか、ただだらとやっけてはいけませんよと、そういうふうに厳しく法は求めているというふうに理解できます。

それでは、現実に幸田町の場合においてはどうなっているのか。順番にお聞きしてまいります。

平成23年度の都市計画税の徴収額は約2億9,000万円でありました。平成23年度の決算にかかわる主要な施策の成果の説明書によりますと、都市計画税の充当先として三つの事業名を挙げております。そして、その金額と事業費に占める割合は、一つ目が都市計画費に1億2,846万5,000円を充当してありまして、全体の事業費の5億7,245万3,000円の22.4%となっております。

二つ目が、幸田駅前土地区画整理事業費に5,735万9,000円でありました。事業費5億5,269万4,000円の10.4%であります。

三つ目が公共下水道費に1億1,282万4,000円で、事業費総額6億3,276万4,000円の17.8%であります。都市計画税以外の財源として国や県の補助金や使用料、一般財源等がありますが、どのような考えに基づいて都市計画税と都市計画税以外の財源との分配比率を考えているのか、最初にお聞きいたします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 都市計画税につきましては、ただいま議員から御指摘ございましたように、都市計画事業、また、土地区画整理事業に要する費用に充てるために用途が特定されている目的税として活用されるものでございます。都市計画事業などに要する経費につきましては都市計画税のみでは賅い切れないということでございますが、固定資産ですとか、また、一般財源などもそれに充てているというような状況でございます。

割り振りについてということでございますが、各事業から国庫支出金、また、負担金などの特定財源を差し引きました残額に対しまして、これを案分するというところでございます。一般会計におきましては高の単位で、それと特別会計にあります都市計画税を割り振らせていただいたということでございます。約2億9,000万円の都市計画税でございますけれども、この都市計画費につきましては43%。また、駅前特別会計の関係

につきましては19%。下水道特別会計につきましては38%の割り振りを、これは案分という形になりますが、こういった形での割り振りをさせていただいているということでございます。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 都市計画費では43%、駅前土地区画整理費では19%、公共下水道では38%ということで、駅前の土地区画整理費につきましては、年度ごとに変動が大きいということを考えますと、ほかにつきましては40%前後という比率でございますので、他市町と同じような比率であるかなというふうに思っております。また、その確認ができました。

それでは、都市計画税の使途、使い道として、幸田駅前区画整理事業と公共下水道事業につきましては大変わかりやすいというふうに思いますが、幸田町における都市計画の事業計画なるものは何を指しているのか、わかりやすい表題とかタイトルで御説明願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 都市計画事業は、議員言われますように、都市計画法第59条に基づいて、市町村が都道府県知事の認可を得て施行するという大前提でございます。これも、内容としましては、名称、種類、事業費、資金計画まできちんと行い、何カ年で終わるかを定めるものです。これまで町がそういう事業認可を得た事業でございますが、街路事業と都市公園事業、それから、下水道事業、土地区画整理事業が主なもので、これらが該当します。予算については、公共下水道事業と公共施行の幸田駅前土地区画整理事業が特別会計というような形で、それ以外のものについて、街路、都市公園等、それから、区画整理組合への補助等は一般会計であります。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 特別会計につきましては、その使途の明細がきちんと報告をされますので大変わかりやすいというふうに思っておりますが、街路とか公園、土地区画整理といったものについてはきちんとした明示がされておられません。そこで、都市計画費の平成23年度の具体的事業名、それぞれ事業名、内容、金額についてお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 23年度の具体的事業の事業名と内容と金額ということで、若干長くなりますが、都市計画費の事業費としては、現在、5億7,245万3,000円が都市計画税充当の対象となっております。主な事業としましては、地区計画の都市計画決定図書作成業務、これは相見地区でございますが110万3,000円、それから、都市施設整備基金への積立金として611万8,000円、それから、区画整理事業であります3地区への事業認可図書の作成業務ということで、これが1,691万3,000円、それから、幸田駅前において私有地を買ってございますので、これが4,939万9,000円。それから、相見新駅周辺開発整備工事。これは、実際は事業認可を得る事業ではなく、最近では、社会資本整備総合交付金といいまして、事業認可を得なくても事業がやれるというような仕組みになってございますので、相見駅周辺で工事費が2億7,876万8,000円。それから、あと地区計

画道路、これはパピネス・ヒルの周辺ですけれども、その測量及び築造工事が652万1,000円、新駅周辺及び相見7号緑地の、これは公園費になりますが、植栽工事で4,949万4,000円ということで、以上の合計が大体4億831万6,000円でございます。

それで、この間を起債等特定財源をしていきますと2億6,199万7,000円というふうになりまして、差し引くと、現在は1億4,631万1,000円が一般財源というか、そういう形になります。ですから、一般会計における都市計画税の充当額が1億2,846万5,000円ですので、これらの事業において、実際はこの都市計画税相当分は消化をしているというような状況です。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 大変多岐にわたる事業を抱えているというような説明がございました。そういたしますと都市計画税の占める割合が現状のままでよいのかという観点に立って質問を続けてまいります。

都市計画税は、言うまでもなく目的税であります。他市町の場合、都市計画税の使い道は、街路事業、公園整備事業、公共下水道事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業、地方債償還などがあります。目的税の使途として、例えば、公園を新規に整備するというのは、都市計画税を納める住民にとりましては大変わかりやすいというふうに思います。

具体的な例で申し上げたいと思います。町の都市計画マスタープランには、町内市街地の公園不足地域というものが明示されております。そして、この公園不足地域解消のために、町北部の市街地と深溝の稲葉山の2カ所で公園整備を推進するというふうに書いてあります。現在の進捗状況はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、本町の都市公園の整備水準でございますが、町民1人当たり約9.5平方メートルということで、県平均が約7.0平方メートルですので、比較すると高い水準であるという状況でございます。現在、本町においては、土地区画整理事業によって街区公園等地区公園の整備を進めてきておりますが、やはり既存の集落のところの整備がしてないということで、その身近となる人口が集中している地区では、やはり現況、街区公園ですね、身近な公園ということですが、そういうのが不足している状況でございます。

それで、都市計画マスタープランの中にあります近隣公園とか地区公園、それぞれこれは誘致距離というか、歩いていける距離によって対象が変わっているわけですが、近隣公園は大体半径500メートルぐらいの人が利用される。それから、地区公園は半径1キロメートルということで、それぞれ規模も変わります。

現在、市街化調整区域も含めて、都市マスタープランの中には、それぞれ近隣公園、地区公園を配置しています。例えば、町の中央部、隣の幸田中央公園、それから、南東部の深溝運動公園、幸田公園等が近隣公園、地区公園でございます。そうしますと、今後、町北部の市街地の、今、議員言われました1カ所でございますが、これはわしだ保育園の北側の調整区域の周辺を位置しています。それから、南西部の新市街地は三ヶ根駅の西側の稲葉山地区を位置しています。ここが二つ、近隣公園として配置計画がされ

ています。

これらの配置ですが、当然、都市計画マスタープランというのは将来都市構造でございます。将来、市街化になった場合において公園が不足するだろうという位置づけの中で、現在はまだ調整区域でございますし、開発等が進んでいないという状況でありますので、やはりここが将来、民間なり、地権者の意向によって土地区画整理事業が推進するなりにして、市街化になって人口増加見込まれるものにおいては、今後、事業をする計画でございます。

要は、将来に見合った人口に伴う配置計画ということで御理解願いたいということでございますので、当面、公園事業だけを先行するという今の考えは持ってございません。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 街区公園が不足をしておりますということですが、基本的には、都市計画整備事業を行うときに公園をつくっていきますというような説明でございましたが、既存の市街地に隣接する市街化調整区域を市街化するときには公園を整備していくということですが、市街化調整区域を新たに市街化するには、決定してから10年はかかります。そして、既存の市街地に隣接する地域が新たに市街化される保障というのはないわけでありまして。私は、都市計画税を納めている人が、10年後、15年後のことを言われて、今現在、都市計画税を納め続けるというのは、なかなか納得が得られないのではないかとこのように思います。

そこで、発想の転換が必要ではないかというふうに思います。

六栗地区には幸田町一般廃棄物最終処分場というものがあります。舟山川を挟んで、芦谷区にも接しております。ここに幸田町一般廃棄物最終処分場のパンフレットがありますが、このパンフレットを見ますと、この処分場の敷地内に、あるいは隣接して、公園（予定）という記載があります。この公園予定地がどのような経緯で設けられたのか、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 今、議員のおっしゃられました六栗の大木にございます一般廃棄物の最終処分場につきましては、地元区、そして、関係地主様の御協力、御理解によりまして確保をさせていただいたものでございます。今、お話しいただきましたその土地に、公園予定ということで4,400平方メートルの記載があるということでございますが、それにつきましては、この処分場を確保するにおきまして、関係地元と協議する中で、処分場の環境整備の一環として公園を整備するということにしたものでございます。なお、供用後、まだ、財政事情等から整備には至ってございませんが、今後、実現に向けまして努力をしていきたいというふうに思っております。なお、所管につきましては、環境課が所管してございます。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 経緯についてはわかりました。関係する地元関係者の理解を得られるためにということですが、現状を見ますと既に整地をされておまして、周りには植木もきちんと植わっております。私はいつでも利用できるのではないかと、あるいは供用開始してもいいのではないかとこのように判断いたしますが、町として、今後

の公園として使用できるのはいつになるのかをお答え願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 確かに、議員おっしゃられますように、その土地の周りにつきましては、生け垣等を既にさせていただいております。ですが、肝心のこの中の土地につきまして、土質といいますか、その部分はれき等が過去の残土流用等によりまして相当混入しております。仮にこれを公園等利用するということになりますと、上土等を手配し、その上に目的とする施設とするがための配置等をしていく等が必要かと思えます。それらのことを含めて整備をしようとする、時間、そして金もかかるということとございまして、ただいま財政事情等もございまして延びているということとございまして。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 私が最終処分場にある公園予定地について質問をしたというのは、今後どうするのかと。六栗の市街化が進んだときに公園をきちんと整備してほしいという思いで述べたわけでありましてけれども、また一方で、私はもっと積極的に探せば公園の候補地というのは見つかるのではないかと。先ほど財政事情が厳しいという言葉がありましたけれども、私は、では、財政事情が厳しい厳しいで、ずっと都市計画税を納め続けて我慢なさいということなのかということと他市町を調べたところ、都市計画税を徴収している市町村は、平成23年4月1日現在で655市町村でありました。そのうちで、都市計画税の制限税率上限の0.3%を採用している市町村は656市町村のうち331団体、50.5%であります。御承知のように、幸田町の場合は、制限税率は0.2%を採用しております。徴収税額としては2億9,000万円であります。この現状について、幸田町としてどのように考えてみえるのか、0.2%、2億9,000万円で十分なのか、不十分なのか、そういった観点でお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 都市計画税の税率が適当かどうかという御質問でございます。

本町におきましては、昭和37年に都市計画税条例を制定させていただきまして、その後、平成6年度までは0.3%、平成7年度、また、平成8年度につきましては0.25%、平成9年以降は0.2%の税率で推移をしまいたところとございます。愛知県内におきましては、54市町村中、徴収市町村は43市町村とございまして、そのうち、制限税率の0.3%が32市町村とございます。また、0.28%から0.2%の団体が10市町村、それから、0.15%が1市といったような県内の状況となっているところでございます。

御質問のありました、この税率がいいのかどうかという問題でございますけれども、財政面は非常に厳しい中ではございますが、都市計画税の充当事業につきましては、平成22年度では約16億円、平成23年度につきましては約17億6,000万円、こういった形で推移をまいました。また、平成23年度につきましては、今、議員御指摘のように2億9,000万円ということとございます。今後とも安定的な財源ということで見込まれるわけでございます。他の税制の見直し、こういったものも判断していく必要もあろうかというふうに思うわけでございますが、住民の皆さん方への影響ということも十分配慮して判断をしていくということが必要かというふうに思います。今後ともこういった

ことを念頭に置いて考えた場合には、現状のこの0.2%を維持していくことが現状では
適当ではないかというふうに、今、理解をいたしているところでございます。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 現状の0.2%を維持継続をするという考えでありますということで、
理解をいたしました。

近年の動向といたしまして、税率を引き下げる地方公共団体もあれば、税率を引き上
げる団体もあります。税率を引き上げた地方公共団体は、税金の落ち込みで財政再建団
体に陥りかねない状況になって、経営改革プログラムを策定した中で、都市計画税
0.2%から0.3%に引き上げた市があります。例えば、彦根市がその例であります。私は、
財政再建団体すれすれの本町、あるいは税金が厳しい厳しいと言っている本町についま
しては、歳入歳出の総見直しを行い、その一環として都市計画税を見直してもいいの
ではないかという観点で質問をしているわけですが、その一方で、都市計画税を納
めている納税者に対して、もっとめり張りのある使い方、客観的に重点施行と理解され
る事業に選択と集中をするべきではないのかというふうに考えますが、お考えをお聞か
せいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） ただいまお話の中にごございました彦根市の状況でございますが、
平成20年度におきまして非常に財政が厳しいというような状況がございまして、税率を
確かに0.2%から0.3%に引き上げられたといったような経過があるということは承知を
いたしているところでございます。今後も、こういったものについての税の扱いという
ものをめり張りをつけてそういった充当をしていくべきではないかという御意見でござ
います。都市計画税につきましては、その使途目的、こういったものが都市計画事業
など非常に範囲が広いということ、また、過去の事業の償還財源としても充当ができる
ということ、また、単年度の事業量と税金が必ずしも一致しないというような、そうい
った事情もございまして、都市計画事業に要する費用につきましては、先ほども申し上
げましたが、都市計画税収入だけではやはり不足するというところでございます。多額の
不足部分につきましては、固定資産税ですとか、また、町民税などの一般財源、こうい
ったものにも頼っていかねなければならないということでございます。こうした状況の中
で、やはりその時々々の事業の状況、こういったことの推移というものも勘案していかな
なければならない、そういったものを判断していくということも求められるわけござい
まして、議員のおっしゃられますように、めり張りをつける、そういったことも必要か
というふうに思いますが、その状況を見て、そのときの予算の状況ですとか、そうい
ったものを見て判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 総合的に判断して一律にというわけにはいかないということで回答
をいただきましたが、都市計画税というのは目的税であります。納めている住民から見
ると、何に使われているのかよくわからない、見えにくいというふうに感じてみえます。
古くは昭和29年に各都道府県知事あてに当時の自治省の次長通達で、都市計画税を一般
会計に繰り入れる場合においては、都市計画税をこれらの事業に要する費用に充てるも

のであることが明らかになるように、予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において、議会に対してその用途を明らかにするとともに、住民に対して周知することが適当であるというふうに通達を出しております。本件に関しまして、議会に対して、どのように今まで説明してきたか、また、住民に対してどのように周知してきたかも含めて、経緯も含めて説明願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 財政は非常に厳しいということが何か口癖になってしまったような感じもしないわけではございませんが、私ども幸田町におきましては、まだ、財政再建団体ということにはなっておりません。今後ともそういったことにならないように努力をしてみたいというふうを考えているところでございます。

今、御指摘の議会、また、住民の方々への周知をどのようにしてきたかといったような御質問でございますが、議会に対しましての関係につきましては、平成21年度までにつきましては説明がなされていなかったのが事実でございます。平成22年度の決算に係る主要な施策の成果説明書におきまして、平成22年の4月1日付をもちまして総務省のほうからこの取り扱いの通知がございまして、都市計画税の用途を明らかにし、また、議会や、また、住民の方々への周知をすることが適当であるといったような旨の通知をいただいたところでございまして、そういったことから、この施策の成果説明書におきまして、高レベルの単位でございますけれども、記載を始めさせていただいたということでございます。今後は少しでもわかりやすい用途の表示に努めさせていただくということでございます。また、住民の方々につきましては、ホームページですとか、また、広報紙におきまして、納税者の方々への御理解をいただくための都市計画税の用途につきましても掲載をさせていただいて御理解を求めていく、そういったことについては今後とも努めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 平成22年度から決算書のほうで説明を入れまして。住民に対してはこれからですということで、今後、どのような住民への説明の仕方がされるのか、見守っていききたいというふうに思います。

次に、六栗地区の市街化についての質問に移りたいというふうに思います。

今までの市街化、特に、相見駅周辺の現状を踏まえまして、今後の市街化計画に反映したら、あるいは反映すべきではないかという視点で質問をしてみたいと思います。

私は、相見地区での反省事項の一つに、既存道路の改良がなされなかったということがあるのではないかというふうに思っております。具体例を申しますと、坂崎野場1号線、これが東海道線のガード下を通る部分、この部分は、歩道はついておりますが大変幅が狭く、歩行者同士でもすれ違いにくい状況。ましてや自転車同士はすれ違い不可能であるなというふうに思っております。

2番目の具体例としては、同じく坂崎野場1号線の広田川の橋から相見駅西口への自転車、歩行者に対する安全対策が不十分ではないかということであります。要は、歩道がないのであります。低炭素社会の実現、自転車や歩いて買い物や学校に行ける社会を目指す、そういう町政の方針の割には片手落ちのような気がいたします。

同じ問題として、現在進んでいる3地区の市街化区域についても、私は同様な心配をしているわけであります。特に六栗の場合は相見駅の場合と状況がよく似ていると思います。また、六栗の場合、商業施設が誘致される予定があるというふうに聞いております。六栗の人だけでなく、隣接する上六栗区、芦谷区の人からも、特に、お年寄りの人や子供たちも含めて、「商業施設ができれば自動車で行かなくも、自分たちで歩いて、あるいは自転車で行くことができるようになるので大変うれしい。今から楽しみにしとるでね」というような御意見を何人かの人から言われました。そこで気になってまいりますのが、周辺地域からの六栗の商業施設へのアクセス道路の状況についてであります。

最初の心配は、芦谷地区から自転車や歩いて買い物をする場合の歩道であります。御承知のように、東海道線の下を通る仲田ガードというものがありますが、歩道がありません。交通量は、朝夕だけでなく、日中もかなりあります。デンソーや名鉄の大型バスも通ります。この状況をどう認識してみえるか、お伺いいたします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、本町においての道路計画というのは、東海道本線によって東西の地域が分断されるということで、これをまさに解消することが一番大きな問題だというふうに思いますが、なかなかこれが、やはりJR東海との協議とかでこちらの思うとおりにいかないというのが現状でございます。今言われました相見駅のガード下、鷺田立体ですが、これについては、駅の位置によって当初18メートルの街路計画をしていましたが、この位置の出入りのシフトの位置に道を広げると影響するというので、現在の断面でやむを得ないという判断をしました。

それから、坂崎野場1号線の歩道設置でございますが、やはり現在の歩道設置をする際には、歩行者の人数がどうかというのがまず第一に考えられます。そういう点では、調整区域において、現在においてそこへ事業投資するか、した場合、効果があるかどうかという点で、現在、足踏み状態ということでございます。

それで、本題の、議員が言われます仲田開渠、六栗芦谷1号線でございますが、歩道がないというのが現実の話です。ただ、開渠については、例えば、立体にしろ、アンダーにしろ、JRとまさに県道、それから、東海道新幹線の重なっている地形でありまして、そのすりつけがとれる状況ではございません。だから、現実にもし、そこに歩道等が要るならば、別のところで考えるということが現実ではないかということで、現在の位置に施行する場合には、構造的にも、事業費的にも莫大なものを要するというので、現状で御理解をお願いしたいということでございますが、ただ、六栗の土地区画整理の商業誘致のお話ですが、やはり商業誘致というのは、土地区画整理事業をやれば、どこでも誘致できるということではございません。こういう土地利用に対して、愛知県の都市計画課との協議の中で、その誘致面積が必要かどうかという判断をされます。逆に、ここに来たのは、JR東海道線によって東西が分断される。逆に豊坂の人たちが商業に困っているということをもって、この六栗のところ、ある程度商業誘致が可能ですよという理由をもって来るという状況ですので、当然、芦谷の方も来ていただけるというのが最善ですけれども、当面のこの事業誘致については、JR東海より西側の方が、まさにスーパーは西側にはございませんので、そういう方の利用を図るということで御理解

願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 市街化をする場合には、既存の市街化区域に隣接をしているところでないと市街化はできませんということが基本でありますので、分断をされているから、では、新たに市街化区域になったところと既存の市街化区域は行き来を我慢してくださいということでは、少々乱暴な意見ではないか、考えではないかというふうに思います。まだ5年、6年先の話でありますので、構造的に難しいというのは理解しておりますが、いい解決策については、今後ともまた問いただしていきたいというふうに思っております。

同様な観点で、上六栗から六栗の商業施設に行く場合を想定いたしますと、県道安城蒲郡線と国道23号の交わる上六栗交差点というのがありますが、このエリアから歩いて、または自転車で県道を北上いたしますと、上六栗の交差点から200メートルほどは両側とも歩道がありません。これでは安心して歩いて、または自転車で六栗の商業施設にアクセスすることができません。この状況をどう考えてみえるか、認識してみえるか、お伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 県道幸田幡豆線の事業経過からお話をしたいと思いますが、ここについては、昭和48年に、幸田町が事業主体で、あの交差点からコカ・コーラの前の道路を道路改良工事をして、その後、昭和54年に両側に歩道を設置した経過がございます。そして、交通量もふえてきたという中で、昭和58年の3月に県道への昇格をお願いして、現在、県道管理の道路となっております。そして、本路線は12メートルの都市計画道路でございますので、現在、完成済み断面という形になってございます。

それで、歩道がやはり上六栗の200メートルほどですか、できていないというのは、顧みるに、やはり両側に家屋が設置されていて、なかなか地元との合意とか事業費の面で、ここを幸田町としては道路改良のみで終わってしまったのではないかとこのように思います。

先ほど言いましたように、商業地の利用はJR東海道線の西側を中心とするという点では、ここは非常に必要な歩道というふうに思っておりますので、今後、この200メートル区間において、地元もしくは地権者の方の承諾を得ながら、できるのであれば、愛知県が事業主体でございますので、強く要望して、事業化に努めていきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 今、建設部長から、事業主体は県ではあるけれども、地元の理解、協力が得られればということでございますので、今後、積極的に行動を起こしていただきたいというふうに思います。

今、県道を広げる件につきましては、両側に確かに家が建っております、なかなか難しいなということは予想されます。そこで、上六栗から六栗の商業施設に行く場合を想定しますと、別ルートとしてもう一つ考えられます。それは、現在の都市計画マスタープランにものっておりますけれども、広田川の堤防の道路を活用した緑道であります。

広田川左岸で上六栗地内にあります火神社の前から県道安城蒲郡線までを緑道整備することで、ここが買い物道路として上六栗、六栗間のアクセス道路になり得るというふうに思っております。私は、この緑道をただか300メートルほど緑道として整備する、要は歩いて、あるいは自転車で路面をそのために舗装をするということだけで安全な道が確保されるというふうに思いますが、この点について、ぜひとも検討いただきたいと思っておりますが、どうお考えでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 広田川左岸の道路整備、これがまさに都市計画マスタープランにおいて緑道としての位置づけでございます。まだ現在、緑道としての整備はなかなか進んでいない状況ですが、上六栗、桐山の方が区画整理区域内の商業施設への道路として利用するには最善の利便性が高まるのではないかと考えてございます。まさに財源が厳しい中でも、この舗装をする工事費で何とか有効に図れるということを考えておりますが、ただ、県河川の堤防でございますので、そういう点では若干協議時間を要する可能性があると思っておりますが、土地区画整理事業の進展にあわせて、ぜひ検討していきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。まだ大分先の話でございますので時間はあるかと思っております。県の調整にも必要性は理解しておりますし、まだ数年かかる先の話でございますので、その間に県との調整を済ませていただいて、ぜひとも実現をしていただきたいというふうに思います。

次に、交通渋滞に関して質問をさせていただきます。

市街化に関して、県道安城蒲郡線を上六栗から野場方面に北上をしていきますと、六栗の交差点というのがあります。この交差点には信号機が既に設置をされておりますが、上六栗方面から来た車が仲田ガードのほうに信号で右折をすると、そのために停車いたします。そうすると後ろの直進車がとまってしまいます。ここで渋滞が発生します。これは特に朝夕で顕著であります。要するに、県道に右折レーンがないのであります。商業施設ができますと日中でも渋滞をするおそれがあります。

先月、2月の産業建設委員協議会におきまして配付された説明資料の中で、六栗土地区画整理事業の設計図が示されておりますが、この設計図には、右折レーンの設置案は織り込まれておりませんでした。この道路は県道であります。市街化にあわせて右折レーンの設置をすべきだというふうに思いますが、考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 六栗の交差点は、まさに現況では右折帯がないということで、非常に渋滞等が発生しているという状況は十分承知をしております。それで、現在、土地区画整理事業の計画ができて組合を設立しているのですが、その中の事業計画図は、右折帯は確かにございません。これについても、やはり交差点協議の中で右折帯の要る交差点かどうかというのは、やはり交通量によって判断をされるものですから、現時点ではない。ただし、現在今、商業誘致のお話があつて進められている中では、やはり先ほども相見地区の場合をお話ししましたが、その商店の規模によって、いかに交通量が増

加するかという計画の中で行いますと、当然、この交差点には右折帯が必要となります。そういう点では、事業者に対して、そういう交通量も含め、この本交差点の右折帯設置は強く、強くというより、それが条件として誘致の中に入れていきたいというふうに思います。今後、組合としての交差点だけではなく、そういう商業誘致をした場合、周辺の道路、周辺については、通常区画道路は6メートルですが、そういう商業施設の周辺は最低でも8メートルにするという基準がありますので、そういう変更もあわせて、この六栗の土地区画整理事業ができることによって、周辺の交通量も円滑に処理できるように対応していきたい。その第一弾が、この交差点に右折帯を設けるということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 右折帯を設けるということで回答をいただきましたけれども、この右折レーンを設けるにつきましては県道であります。県の費用で右折レーンをつくるのか、土地区画整理組合で負担をするのか、お尋ねいたします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） この道路、今現在、改良済みでございまして、実は、こういう県道沿いに事業をはだてる場合は承認工事という扱いになるものですから、事業者が必要とする場合は事業者負担というような形になります。しかしながら、今回、組合においては、本来、右折レーンが必要ないという判断をしていますので、新たにそういう商業誘致が来るという中では、区画整理組合と商業誘致をされる事業者との間で費用負担を検討して、当面ですと、事業者がその右折帯部分も設け、また、出入り等の承認工事を行うというのが今の方法でございまして。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 世の中には未来学というのがあります。30年後、40年後、50年後に世の中はどうかという推定を現時点ですという科学であります。この分野においては未来学は必要ありません。5年後、10年後でありますので推定をすることができます。私は、右折レーンは絶対に必要だというふうに思いますが、既に県のほうは整備済みということでありますが、状況が変われば、整備済みを見直すというのは当然でありますので、今後ともこの右折レーンの設置についてはフォローをしていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、市街化は新たに市街化される地域の中だけでなく、周辺の地域からの歩行者や自転車、自動車のことまで、そして、お年寄りや子供たちのことまで考慮したまちづくりというものが大切であるというふうに思います。気がついた時点で行動を起こすということが大切だと思います。今後の行動を期待して、質問を終わります。

○議長（池田久男君） 3番、志賀恒男君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため、休憩いたします。

午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、都築一三君の質問を許します。

6番、都築一三君。

○6番（都築一三君） 議長のお許しをいただきましたので、新エネルギーの普及と企業立地について質問をいたしてまいります。

初めにお尋ねしたいのは、再生エネルギーの積極的導入についてでございます。

一昨年起きた東日本大震災は、東京電力福島原発に多大な被害を与えました。そこから漏れ出した放射能汚染については、震災発生後2年たった現在でも普及のめどはたっておりません。皆さんも周知のとおりであります。安全神話が崩壊してしまった原子力発電は、国民感情を考えると推進することは難しく、今後は、再生可能エネルギーなど、新たなエネルギーシステムの普及は不可欠であると思われれます。また、一般的な家庭においても、戸建て住宅の新築時に太陽光発電システムを取りつける人も震災以降増加しており、再生可能エネルギーについては、多くの人が興味を抱いている問題であります。幸田町も再生可能エネルギーのうち、愛知県と協調補助により、住宅用の太陽光発電システムに助成を行っております。

県の資料によりますと、平成23年度の実績は1万8,670基の設置があり、平成24年度上半期だけでも7万1,906基設置されており、現在、全国1位の設置数であることも、愛知県民にとって自然環境に優しいエネルギーに関心が高いことが裏づけされております。

ここで、お尋ねいたします。

第5次幸田町総合計画第2章第1節に、「人と自然が共生するまちをつくるために」とあります。幸田町の魅力は自然豊かなところであると思えます。これを守るために最も力を入れている施策は何でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 第5次総合計画におけます基本計画第2章におきまして、「環境と調和をするまちづくり」には、第1節に、「人と自然が共生するまちをつくるために」と題しまして、9項目にわたっての施策を記載させていただいているところでございます。自然の保護と触れ合いの場の整備、これにつきましては、自然保護の充実ですとか、樹林や、また緑地の保全、こういったような関係の7項目、またそして、公園緑地の整備、広域的な公園の整備といったようなことで2項目、こういった7項目のことを挙げているわけでございます。

幸田町の魅力の一つにということで先ほど議員もおっしゃられましたが、豊かな自然環境が挙げられるわけですから。これまでも中央公園の整備ですとか、またそして、不動ヶ池の周辺整備、区画整理地内の公園整備など、緑豊かな公園の整備を進めてきたところでございます。花いっぱい運動ですとか、また特に相見駅の街区公園の整備、こちらにつきましては、緑地面積の40%を確保するというような緑化に努めてきたところでございまして、幼児の方から、また、高齢者の方々まで、幅広い世代の住民を対象とした植樹祭なども開催をしてきたところでございます。

坂崎地区の幸多の杜の整備に当たりましては、開発した民間事業者に対しまして、緑

化の推進も依頼をしてきたということをごさいますして、緑豊かな住宅団地の形成を誘導してきたということもごさいます。

平成24年度に実施をさせていただきました住民意識調査、こちらの中におきましては、幸田町が、「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」、これを含めまして84.5%の方が御回答をいただいているところをごさいます。また、その中で、「緑や川などの自然環境が豊かである」、こういったことが理由であるということ御回答をいただいた方々につきましては、70.5%を占める結果でございました。広い世代を巻き込んだ緑化推進等を行いまして、自然環境の保持に努めていくことによって定住化を図っていきたいというようなことで、そういったことにターゲットを置いてきている部分があるということをごさいますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 最近、町長もあいさつの中で、自然豊かですばらしい町だと私も自負していると言っておられます。私も同感であります。今後も区画整理が進められているように都市化が進んでまいると思います。環境に配慮したまちづくりを希望いたします。また、幸田町が5万人の町を目指してまちづくりを計画しており、近隣市町村から流入をねらっておられる方もあると思います。都市部からのアクセスもよく、ほどよい田舎である幸田町に流入してくるのは働き盛りの世代が多いと思います。また、そのような世代は子育て中の場合も多く、自然環境には非常に興味があると思われます。子育て世代でなくとも、老後をゆっくりと幸田町で過ごしたいと思う人も流入してくるかもしれません。近隣の市町村と住みやすさを比較対象していただき、幸田町に住んでもらい、人口増加になるといいと思います。

そこで、お尋ねします。

都市部よりアクセスもよく自然豊かな幸田町として近隣の市町村とは違うオリジナルなPRや施策があれば教えていただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） オリジナルということではございますが、特に私どもとしては、エネルギー対策につきましては、これはどちらのほうでも行われていることかもしれませんが、やはり太陽光とか、そういった補助制度を設けていく、またそして、新エネルギービジョンの中にそういったものを策定いたしまして、こういった方向性を示していくかというようなことも考えてきているわけでごさいますして、町の環境基本計画にも策定をされているわけでごさいます。そうした中で新エネルギービジョンを受け、省エネルギー、こういったものを通じまして地球温暖化対策というものに取り組んできているということをごさいますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） ありがとうございます。

少し視点を交えた質問をさせていただきます。

相見駅の看板やコミュニティバスの車体に描かれているえこたんは、名前から察するに、幸田町の顔として、エコロジーの町だとPRしていると思います。

そこでお尋ねします。

幸田町はエコの町をアピールしているのは間違いないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今、御指摘のございましたエコたんでございますが、平成22年度に一般公募をさせていただきまして命名をさせていただいたということでございまして、環境と都市交通のキャラクターとして誕生したものでございます。町といたしましては、環境と都市交通の分野だけではなくて、筆柿のキャラクターであることから、筆柿の販売促進、町おこしのキャラクターとしても利用させていただいているということでございます。

このほかにも、エコたん以外でございますけれども、健康づくりのキャラクターでありますすこっぴー、幸田夏まつりをPRするためにサマー君、関連団体も含めます12種類のキャラクターがあるということでございます。こういったキャラクターを通じまして、その利用、またそして、環境のみならず、活力ある元気な町をPRしていきたいというふうに考えているところでございます。環境をこういったものを通じてPRしていきたいということでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 平成22年、キャラクターとして誕生したようでございます。今、テレビ等々を見ておられますも、ゆるキャラで町おこしをやっているところがありまして、非常に成果を上げているようであります。このエコたんにおきまして、幸田町の顔として、ゆるキャラで全国にアピールする、そういったこともいいのではないかなと私は考えております。

私がもう一つ聞きたかったのは、幸田町が環境にどのぐらい重点を置いているかの回答です。先ほども答弁がございましたが、広報こうた今月号に住民意識調査の結果が掲載されております。8割以上の方が幸田町に住みやすいと回答しております。理由の1番は、「緑や川などの自然環境が豊かである」と答えております。幸田町の住民を満足させているのは環境であり、流入してくる人々も幸田町の環境にほれて幸田町に移り住んでくるのではないかなとっております。

それでは、次の質問、太陽光発電システムの普及目標と実績についてお尋ねをいたします。

現在、幸田町の実用太陽光発電システムの普及率と目標達成率を教えてください。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず先に実績から申し上げます。

24年度までに町の補助を受けまして実施された世帯は466世帯と認識しております。国の補助だけを受けたという方については、この世帯数には入ってございません。なお、22年度実施されました国勢調査におきます持ち家数、これが8,433世帯ということでございますので、割り返した率で申し上げますと約5.5%になるということでございます。なお、町の補助以外にも実施された方がございまして、これは中部電力との連携契約、いわゆる売電契約を締結された件数でございまして、833件と伺っております。先ほどと同じやり方で世帯数で割り返しますと、約9.8%になるという状況でございます。

なお、目標でございますが、事業の操業時、これは17年から実施しておりますけれど

も、目標というものは設定しておりません。なお、予算に対する各年度の執行率については、ほぼ100%を達成している状況でございます。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 466世帯で5.5%の普及率だということでございますね。この予算が1,200万円ついているわけですがけれども、目標とか、例えば、申し込みをされた方が、もう金額が達成してしまったから、もうだめですよというようなことで、どのくらいの見込みといたしますか、希望者があるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 予算をこの24年度の部分で申し上げましても、今、議員がおっしゃいましたように、約1,200万円用意して実行してまいりました。この受け付けに對しましては、期日を決めまして順番に先着でという格好でございます。実際に窓口にお越しいただいた方は、その金額、予算額をすべて消化するには、約1カ月半でほぼ大体使い切ってしまうという状況でございます。ですから、それ以降、どれだけの人数があったというのは、申しわけございません、窓口にお越しただいでございませんで承知しておりません。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 私が目指す普及補助を拡大したいということと実績をつかむというのは非常に難しいなというのは、今のお答えでわかります。今後もぜひ予算をふやして、エコの町としてPRができないかなというのが私の質問でございますので、よろしくお願いたしたいと思います。

私は、普及率を愛知県で1番、もしくは全国で1番にすべきだと提案します。先ほども述べさせていただいたとおり、住民の意識調査で環境への満足度が高い町であります。キャラクターを使って緩くエコロジーの町とPRするよりも、「太陽光発電システムの普及率ナンバーワンの町」とPRしたほうが、環境に関心のある町だと効果が上ると思います。また、徹底的に環境に特化させた町にすることで、幸田町への人口増加を促し、豊かな幸田町をさらに維持できるのではないかと思います。

そこで、太陽光発電システムの補助金の増額計画についてお聞きします。

来年度の太陽光発電システムへの補助金額が変更になる箇所を教えてください。変更する理由もお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 東日本の大震災、そして、原発事故等によりまして電力不足、その不安から、申し込みというのは順調に伸びてきております。今日、製品価格の低廉化等もありますけれども、以前、初期の投資というものについては高額になるために、補助を継続して設置者への支援に努めていきたいというふうに考えております。

また、新しい取り組みといたしましては、太陽光発電に限らず、ニーズが見込まれます自然エネルギーによる太陽光システム、これを新規に補助を行っていききたいと、かように思います。さきに行いました事業仕分けの中でも見直しをという意見がございまして、それらは今日、太陽光発電が低廉化の状況になってきたということでございますが、

やはり、先ほど言いましたように、ニーズは高くございます。ですが、それらのことを、先ほど窓口で締め切りということでお答えもしてきた状況もございます。大勢の方に利用いただいて太陽光の設置をしていただくために、1キロワット当たりの単価を今日3万円でございますが、2万円に改めをしてまいりたいというふうに思っております。

それから、新しい取り組みの部分といたしましては、25年からは太陽熱を、先ほど言いましたとおり、取り組んでいきます。それらを含めまして、予算にいたしましては本年度並みの1,200万円を用意していきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 1,200万円ということで、昨年と相変わらずということであります。今後、飛躍的な予算の増額をして、町のPRと活性化に結びつけていただきたいなというふうに思っております。環境の町をさらにPRしていただければと思っております。

環境課への質問は以上になります。御回答ありがとうございました。

続いて、幸田町の企業立地についてお尋ねをいたします。

政権が自民党に戻り、国民の一番の関心事だった経済が、緩やかですが、回復傾向にあります。アベノミクスの効果で極度な円高が緩和され、株価も上昇しております。このまま日本経済が復活してもらえるといいのですが、グローバル化している現在では、経済はなかなか安定しません。例えるなら、イタリアの総選挙の結果で日本の株価は下落しました。このように日本経済は世界情勢一つで簡単に乱高下してしまうのが現状です。幸田町には名だたる大きな企業が、また工場がありますが、将来、今までどおり税収が見込まれるかは疑問が残ります。その対応策として、新たな企業立地についてはとても期待をしており、すばらしい企業が幸田町に来ていただければ、幸田町が税制面だけでなく、新しい雇用を生み出し、人の流れも生み出すことができるはずです。

そこで、企業立地課へお尋ねをいたします。

現在の企業立地計画及び具体的なターゲットがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 平成24年度、また、来年度の平成25年度2カ年にわたりまして、現在、幸田町企業立地マスタープランを策定をさせていただいているところでございます。その具体的なターゲットはどこにあるかということでございますが、私どもが取り組んで内容のポイントは、やはり新たな優良企業が幸田町のほうへ進出していただく、またそして、現在ある企業の方々がこのまま幸田町内にとどまっただけで、健全な経営を進めていただくといったことが重要なポイントかというふうに考えているところでございます。こういった二つの点をもとに、本町の企業立地の体系化を図っていく、こういったことの中で企業、そしてまた、町という中で一体となった計画を策定していくということで、現在、そのマスタープランの策定を進めさせていただいているところでございます。具体的には計画の中で、今後、町の企業立地ビジョンというものをまた示させていただくということになるかと思っております。そういったことでお許しをいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 続いて、企業を誘致する方法についてお尋ねいたします。

そもそも今ある場所に企業する考えであるのでしょうか。例えば、今後、企業団地をつかって受け入れをするのか、それとも誘致企業を決めてから立地場所を確保するのか教えてください。強引な手法で立地を進めると、幸田町の経済自体を圧迫しかねないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 具体的な企業誘致の手法ということでございますけれども、企業立地課も、この本年度4月に新たな課として位置づけをいたしまして、町としての企業誘致、企業留置、こういったものをどのように進めていくかということ、今、担当を挙げて、暗中模索の中ではございますけれども、どういう形がいいのか、いろいろと周辺の状況もお聞かせをいただきながら、企業のほうにも出向きまして、いろいろと情報交換をさせていただいているという状況でございます。今、企業誘致のために、例えば、工業団地といったようなものを整備していくというようなこともお話が今ございましたけれども、現実問題として、今現在、そういった工業団地を整備していくということは困難な状況ではないかなというふうに思っております。いろいろと県のほうとも調整を図りながら、こういった手法がとれるのかということは現在のこの状況でございますので、非常に厳しい状況であることは御理解いただけるところかというふうに思います。そうした中で、県のほうでも御指導いただきながらいろいろと進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） いろいろの制約があるのはよくわかります。企業立地をつくるのは大変なことだなというふうに認識はいたしております。これからも県とよく相談して、前向きに計画を立てていただきたいと思いますと思っております。

今後の計画について、もう少し質問いたします。

現在、幸田町の交通網も名豊道路も完成に近づき、便利になってきております。企業立地にとっては流通に便利である交通網のある立地が必要だと思います。まだ実現できていない名浜道路も目安があればお聞かせいただきたいと思います。それ以外にも新しいアクセスの構想があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 名浜道路の関係でございますけれども、三河湾周辺の地域の連携を強化するとともに、中部国際空港、また、三河地域を結ぶアクセス道路として、物流、経済、文化の面、こういった面で発展に大きく寄与していただける、そういった意味で非常に期待されるものでございます。今後とも国に対しまして、周辺自治体とも早期実現に向けて要望もしてまいりたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 企業も、誘致というどうしても工場とか会社関係を思い描くわけでございますが、企業という、例えば、研究施設や大学などの誘致も考えられます。

そういった方向性も考えておみえになるでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 企業立地とともに、また、研究施設とか大学の関係というような御意見でございますが、企業に来ていただくためには、その地域の環境整備、大学ですとか、そういった研究施設というものも来ていただく一つの要因にはなるかというふうに思っているところでございます。そうした中で、関連企業の進出ということも期待されるわけでございますが、そうした研究者の方々とも連携をする部分に、大学施設ですとか、もし、そういった方が来ていただけるということであれば、これは望ましい姿になるではなかろうかということも思うわけでございます。本町の将来を担う子供さん方との関係についても、良好なまた施設というのでしょうか、そういったものとの連携ということも図っていくことができるのではないかなということも思うところでございます。現在のところ、関係機関ともそういった情報交換はいたしているわけでございますが、現実問題として幸田町に来ていただけるかどうかということについては、未知数の問題であるというふうに理解をいたしております。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今、御質問いただきました企業立地における研究施設、大学などの誘致、そういった方向性のお尋ねをいただきました。今、総務部長からお話あったとおりでございますけれども、産学官、そして、民との連携という一つのテーマの中に新産業というものもございまして、例えば、医療分野だとか健康福祉、特に、健康産業等の分野におきまして、現在、町内のいろいろな企業がすぐれた技術を有している企業が本当にたくさんございます。そういった技術を大学が持っている健康だとか、福祉だとか、いろいろな新産業における研究分野をうまく生かして、地元の企業の中で、そういった技術とマッチングするようなどころを探し出しまして、なおかつ今度、国が、特に経済産業省が行っております新産業の支援に対するような補助的なメニューを探し出しまして、うまく連携させまして、幸田町に研究的な施設を持ってこれるような仕組みづくりといたしますか、そういったものを現在、企業立地課のほうで取り組みを始めておりますので、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 最後に、幸田プレステージレクチャーズという講演会が三度ほど計画されております。私も聞きに行きたいなと思っておりますが、この講演会の意図するものは何でしょうか。これを開催することで波及する幸田町のメリットを教えてくださいたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 幸田プレステージレクチャーズ-ものづくり日本講演会-を今回、開催を予定させていただいているわけでございますが、各企業、また、大学だとかいろいろなところには大きな人材、知識、経験も抱負で、幅広い知識をお持ちの方々が多くおみえになるわけでございます。そうした中で、世界にもいろいろと名だたる日本の科学者の方々がおみえなるわけでございますが、そうした技術を開発されたトップの技

術者、また、世界の経済に大きく影響を与えられたトップ経営者、こういったような方々をお招きいたしまして、革新的な技術ですとか、日本における、世界における経済情勢の中での立場、いろいろな企業哲学というものも御講演をいただくことによりまして、参加をいただきました皆さん方が幅広い視野を持って、この地域、また、日本の将来を考える機会として開催をさせていただくことといたしているところでございます。

この関係につきましては、私ども幸田町のみならず、周辺の各自治体のほうにも、こういった講演会を予定させていただくということで御案内もさせていただいているところでございまして、そうした方々が幸田町にお集まりをいただいて、その中でいろいろとまた意見交換をしていただくことによりまして、さらなるまた中身の濃い講演会につながるではなかろうかということも思うわけでございまして、町内の企業の経営者の方々にも、そうしたものを通じて企業としてのあり方、また、今後の取り組みというものに参考にしていただく機会としてとらえていただければ大変ありがたいかなということも思っているところでございます。こういったことによって、本町におけるまた企業立地という部分につながっていければいいかなということは今思っているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 名刺交換会があったり、新しい発想の転換がこの講演会でできるのかなということで、意義ある講演会にしてもらいたいと思っております。企業立地課の制作したパンフレットの表紙に、「人と自然を大切に作る緑住文化都市」と幸田町を紹介しております。ぜひ環境に配慮した企業立地や、逆に、太陽光発電システムの工場など、新しいエネルギー産業と関係ある企業誘致などを進めて、エコのまち幸田町をPRしていただければ幸いです。情熱を持って、町長を先頭に、この企業立地を成功していただくよう希望しております。

私の質問は、ちょっと早いですけれども、町長に表明があればしていただいて終わりたいと思います。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 特に企業誘致、企業立地につきまして最後にお話ございましたんですけれども、早く成果を出せということを各地で私は言われているわけでありましてけれども、先ほど副町長、総務部長等お答えしたとおりでございます。

2月18日の朝日新聞に、「企業誘致曲がり角」という大きな記事が載りました。私はそれを見まして、それがどこか問題なのかというのは、まず、地元にある企業の留置ということが根底にならなければだめだよと。特に書いてあることが、企業が優先するのは、その地域に関連産業が根づいているかどうかだといことが根本だということを言っています。それは、現在、デンソーなり、ソニーなり、パナソニックなりとか、各企業が長い間、今の幸田町で活躍いただいています。それが根づいている、それが先ほど副町長が申しあげましたように、産学官民が互いに連携を結んで、そこから何かをまた生み出していこうという、そういう考え方に今は変わってきているということでございませぬ。特に、企業が中小関係なしに、新たに再投資というようなことがあれば、それは町としては全力を賭して力を尽くしていこうという考えで現在おります。

ですけれども、プレゼンでいろいろなことを今からやってまいりますけれども、それは幸田町という町を知っていただく。今回のプレステージレクチャーズにつきましても満席でございます。皆さんが町内、町外、県内、いろいろなところから来ていただいて、何をやるのかと。こういうプレステージレクチャーズというのは目新しいことでございます。幸田町が初めてこんなことをやる。小さな町が何をやるんだということでありまして、これが大きな目安になって、幸田町だけではなくして、近隣の岡崎市、西尾市、蒲郡市も一緒になって、ともに広く活力がある町にしていきたいということが原点でございます。即ち私のところには電話がかかってきて、「おまえ何やるとるんだ。早く企業誘致、企業団地をここへつくれ」ということをおっしゃるわけでありましてけれども、非常にいろいろな足かせがあります。それも我慢しながら、今から一つ一つ頑張っ
てやってまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 6番、都築一三君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、3月8日金曜日、午前9時から再開します。

本日、一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を3月14日木曜日までに提出をお願いいたします。

長時間、お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後1時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年3月6日

議 長 池 田 久 男

議 員 杉 浦 あきら

議 員 志 賀 恒 男